

多久市
第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

多久市

はじめに



多久市長 横尾 俊彦

「愛してあげれば 子どもは 人を愛することを学ぶ
認めてあげれば 子どもは 自分が好きになる
分かち合うことを教えれば 子どもは 思いやりを学ぶ」
ドロシー・ノルト女史の「子どもが育つ魔法の言葉」の一節です。

子どもたちは日々成長して、未来の担い手となっていきます。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもたちが成長していく社会がどのように変化するのかを考え、子どもたちが笑顔で健やかに暮らせることはもとより、子育ての主役である保護者の皆さんが安心して子育てができるよう、社会全体で子どもの育ちを支え合っていくことが大切です。

多久市では平成 27 年 3 月に子ども・子育て関連法に基づき、「多久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 2 年度からの 5 年間を「第 2 期」として、「すべての人が安心して出産・育児ができ、子どもたちが笑顔で健やかに育つように、みんなで子育てにかかわりあえるまち」を基本理念として、継続的に子育て環境を備えるとともに、地域子ども・子育て支援事業が効率的に提供されるよう取り組みを推進してきました。

この間、産婦の孤立感や育児と心身の負担軽減を目的とした「産後ケア事業」の実施、多様化する保育ニーズを的確に把握して保育の充実や質の向上を図るなど、子育て支援充実の施策を重層的に推進してきました。

このたび、社会環境の変化や市民ニーズに応じた見直しを行い、令和 7 年度からの 5 年を新たな計画期間とする「第 3 期多久市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

基本理念は継承しつつ、次世代を担う子どもたちが生まれ、いきいきと成長することを願い、保護者にとっても子どもを生み育てる喜びを実感でき、安心して子育てができて笑顔が広がるまちを目指し、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ役割を果たしつつ、相互に協力・連携しながら、この計画の推進に努めて参ります。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました「多久市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」やパブリックコメント等でご意見をいただいた皆様、関係各位に心から感謝と御礼を申し上げ、挨拶と致します。

令和 7 年 3 月 桜開花を前に

多久市長 横尾 俊彦

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 多久市子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた人口・子ども人口動向	3
2 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）	7
3 第2期計画の評価	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	22
2 基本方針	22
3 基本目標（計画推進の視点）	23
4 施策の体系	24

第4章 総合的な施策の展開

1 地域における子育ての支援	25
2 保健・医療の推進	27
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	31
4 職業生活と家庭生活との両立の支援	34
5 細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進	36

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域	39
2 将来の子ども人口	39
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	40
4 地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制	42
5 幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保	52
6 子育てのための施策等利用給付の円滑な実施の確保	52

第6章 計画の推進

1 計画の点検	53
2 子ども・子育て会議	53
3 関係機関との連携	53

◆資料編◆

1 多久市子ども・子育て会議条例	54
2 多久市子ども・子育て会議委員名簿	56
3 計画策定の経緯	57

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

国においてはこれまで、少子化対策として、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法の取り組みや平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の義務付けなど、さまざまな取り組みを展開してきました。

多久市においても、子ども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心して子どもを生育てられる地域づくりを進めてきました。2015年度には、第1期にあたる「多久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2020年度には「第2期多久市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、本市の実情に応じた子育て支援策を総合的かつ効率的に提供されるよう、計画的な推進に取り組んできました。

このような中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本市では、このたび「第2期多久市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本市にふさわしい子育て支援策を総合的に推進するため、「第3期多久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらなる子育て支援環境の充実に取り組めます。

2 計画の位置付け

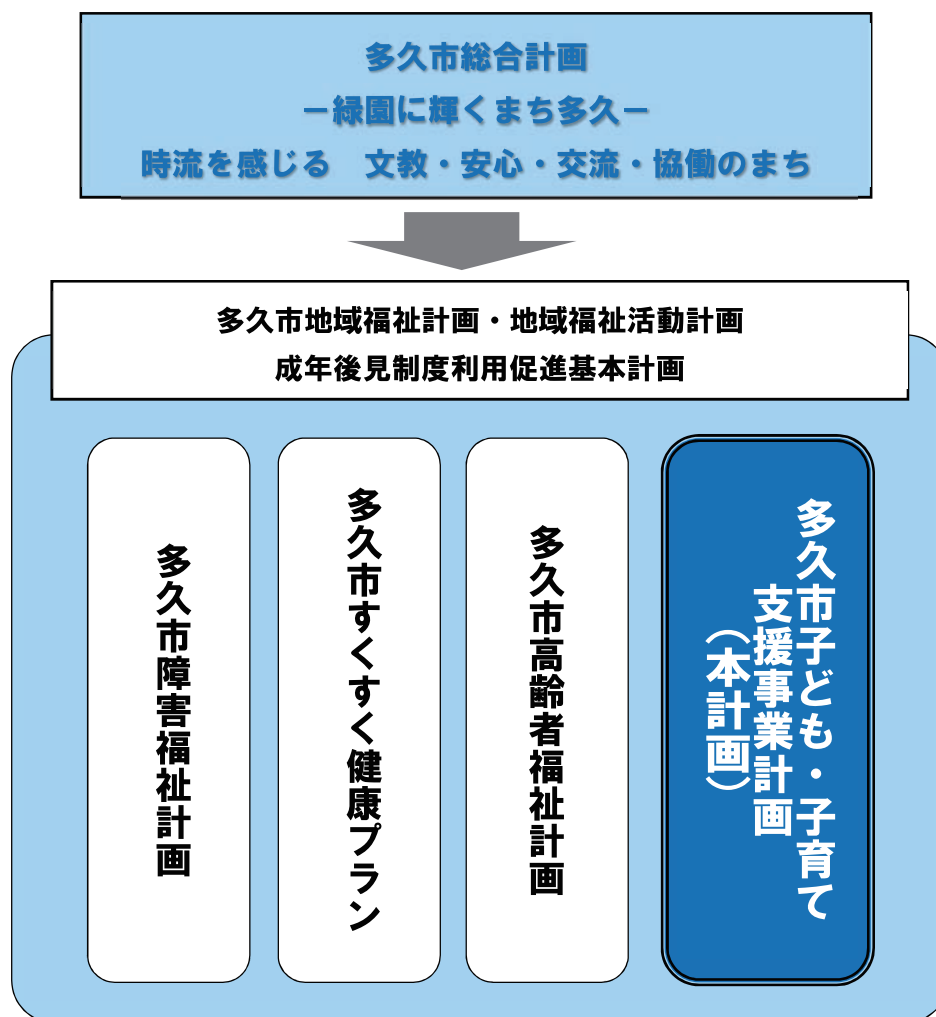
（１）法的位置付け

本計画は、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく多久市の計画です。

また、次世代育成支援対策推進法の改定により、法律の有効期限が延長されたことを受け、同法8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定します。

（２）多久市における計画体系

本計画は、「多久市総合計画」を上位計画とし、他の関連する計画も含めて整合を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。



3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度～11（2029）年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

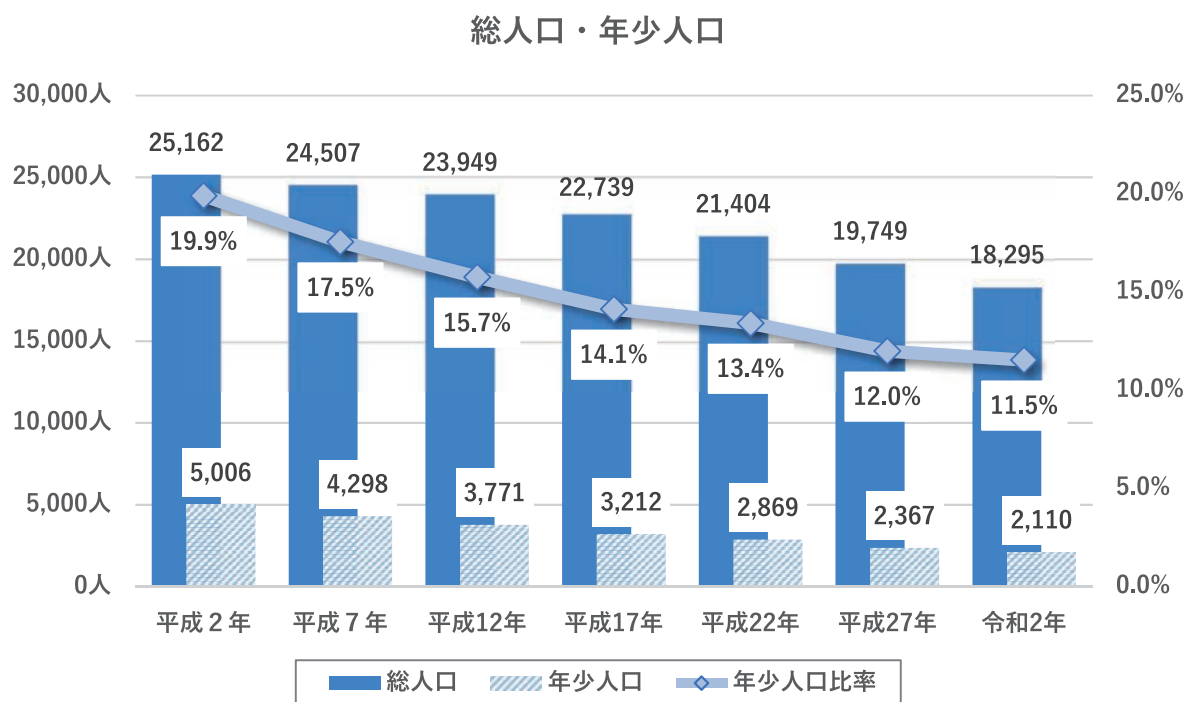
第2章 多久市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた人口・子ども人口動向

(1) 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化とともに多久市の総人口は減少傾向で推移しており、平成2年の25,162人から令和2年には18,295人に減少しています。

年少人口（15歳未満）については、平成2年の5,006人から令和2年には2,110人に減少しています。総人口に占める年少人口比率についても、同期間に19.9%から11.5%へと、8.4ポイント減少しています。



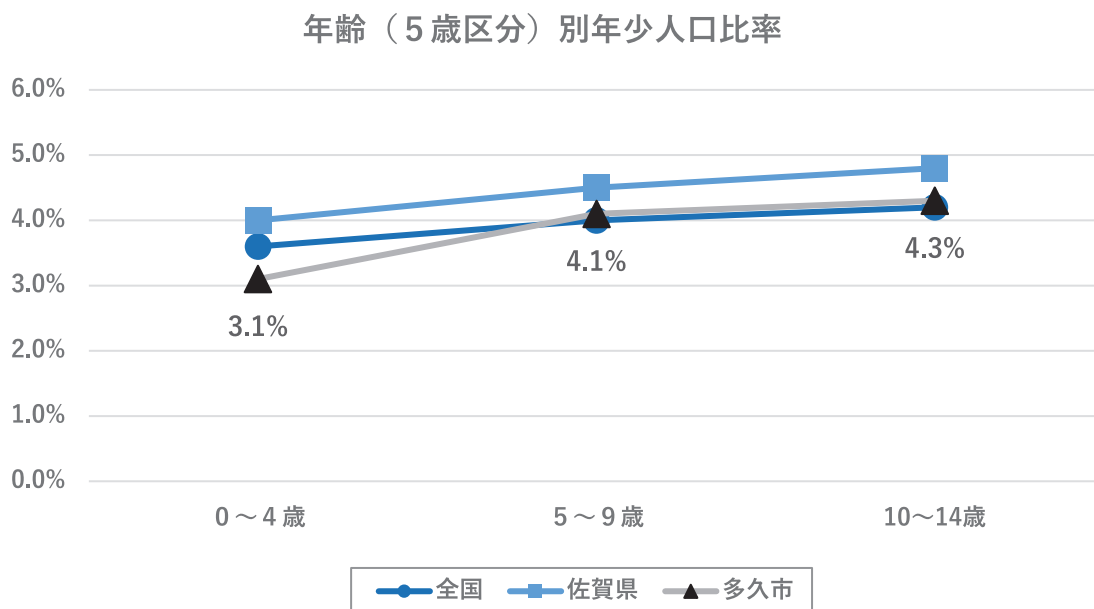
(国勢調査)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	25,162	24,507	23,949	22,739	21,404	19,749	18,295
年少人口	5,006	4,298	3,771	3,212	2,869	2,367	2,110
年少人口比率	19.9%	17.5%	15.7%	14.1%	13.4%	12.0%	11.5%

（２）５歳区分別年少人口比率

年少人口（１５歳未満）比率について５歳区分別にみると、１０～１４歳が４.３％（対総人口比率）、５～９歳が４.１％、０～４歳が３.１％となっています。

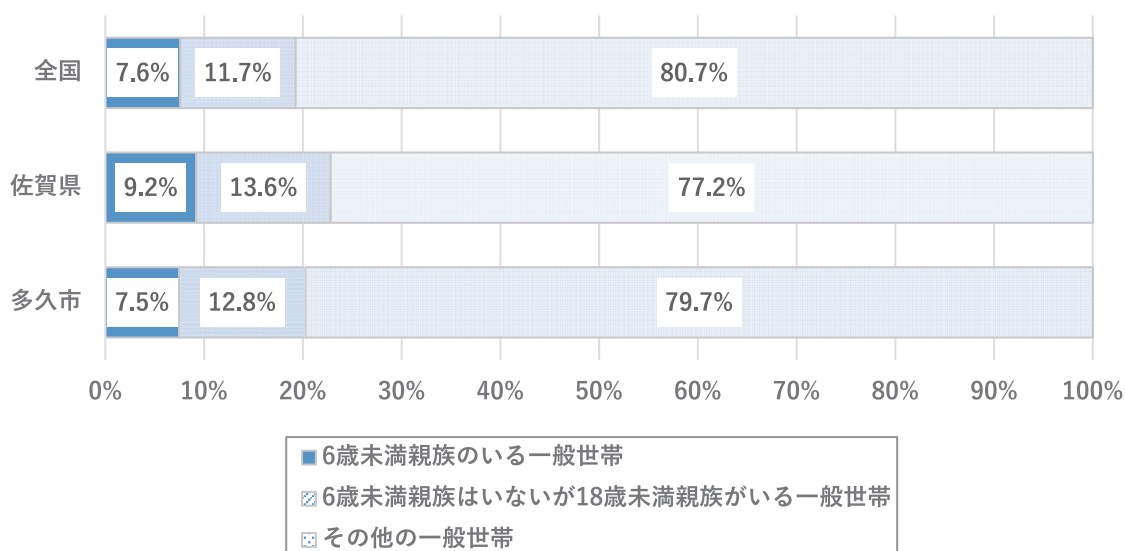
全国水準や佐賀県水準の傾向と比較すると、本市の比率はほぼ同率となっており、今後も少子化の抑制に向けた対応への強化がもとめられるところです。



（令和２年国勢調査）

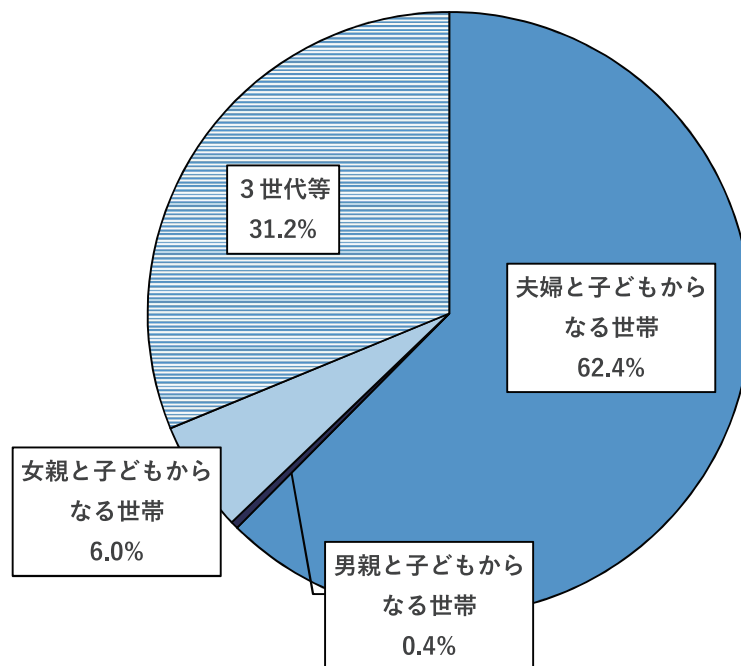
（３）世帯の状況

多久市の一般世帯数は６,７３８世帯で、このうち６歳未満親族のいる世帯が５０３世帯（７.５％）、また、６歳未満親族はいないが１８歳未満親族のいる世帯が８６２世帯（１２.８％）となっています。全国水準とほぼ同率となっています。



6歳未満の子どもがいる世帯503世帯のうち、夫婦と子どもから成る世帯は314世帯（62.4%）で過半数となっています。

これに、男親と子どもからなる世帯と女親と子どもからなる世帯を加えた核家族が346世帯（68.8%）で、その他の3世代等からなる世帯は157世帯（31.2%）となっています。



（令和2年国勢調査人口等基本集計）

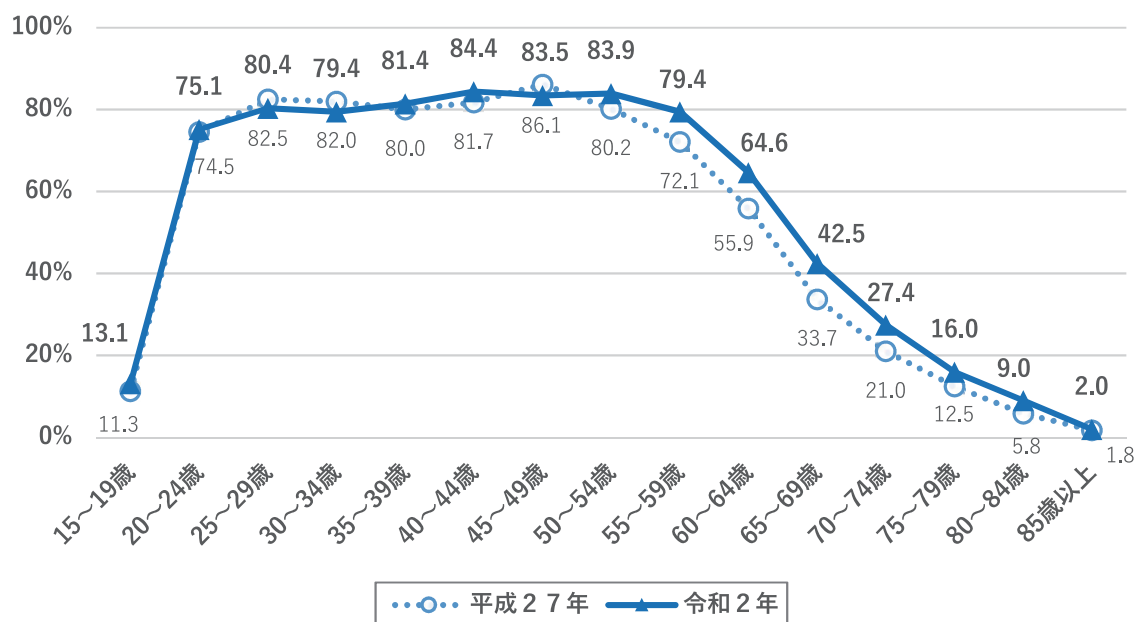
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	6,738	17,430	703
6歳未満がいる世帯	503	2,383	703
核家族	346	1,421	483
夫婦と子どもからなる世帯	314	1,306	440
男親と子どもからなる世帯	2	6	2
女親と子どもからなる世帯	30	109	41
3世代等	157	962	220

（令和2年国勢調査人口等基本集計）

(4) 女性の就業状況

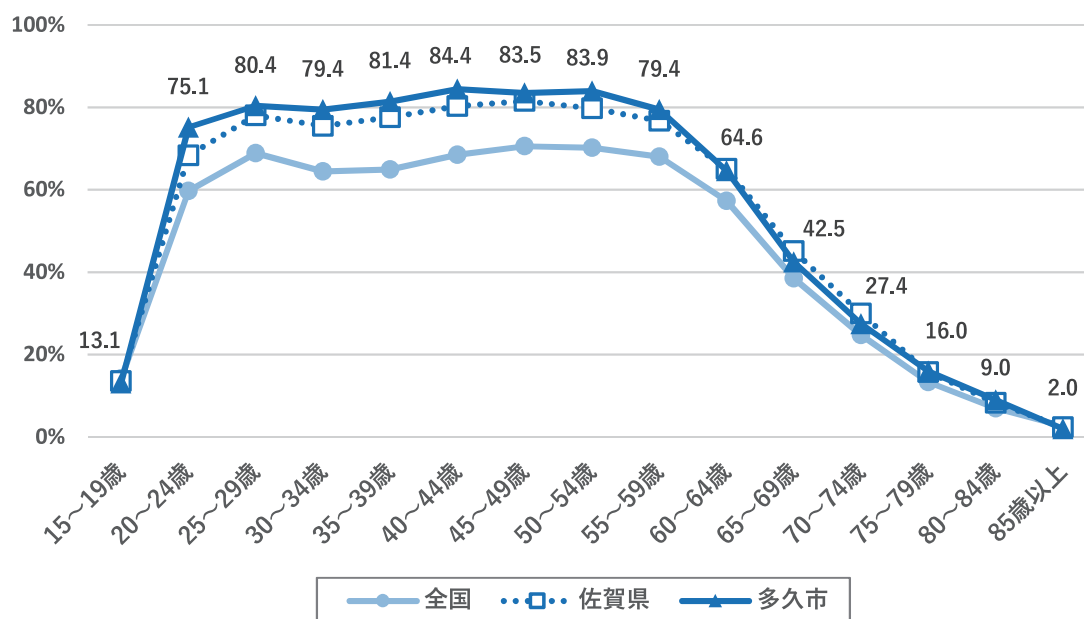
女性の就業状況を平成27年と比較して令和2年では女性の就業率が高いことがわかります。25歳～49歳の女性の就業率はほぼ同等の値を示しています。

女性の年代別就業率の推移



女性の労働力率をみると、20歳以降の年代において、全国水準を上回っており、佐賀県水準についても同等または上回る結果となっています。中でも25～54歳では、8割台と高くなっています。

女性の労働力率



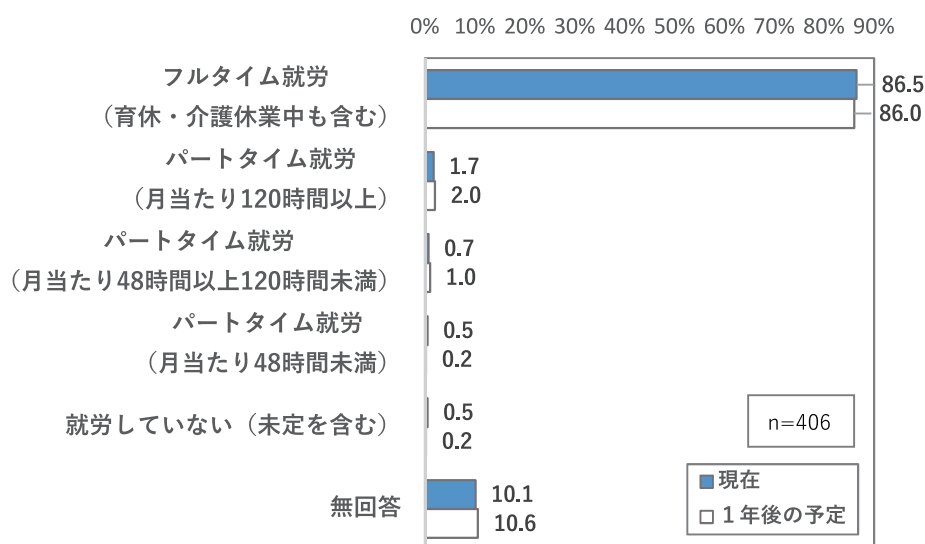
2 子ども・子育てに関する実態と意向(アンケート調査結果から)

(1) 就学前子ども調査

①父親・母親の就労状況

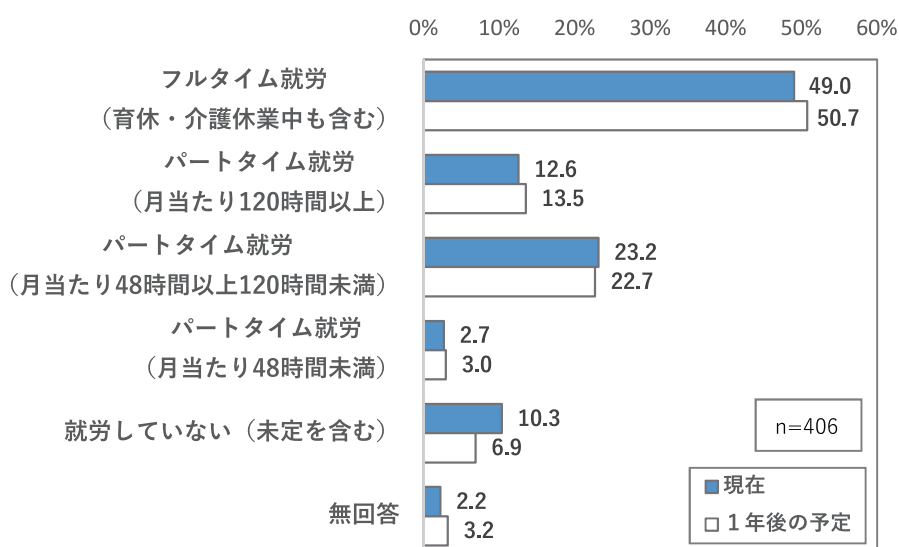
父親については、“フルタイムで就労”が86.5%と9割程度を占めています。

父親の就労状況



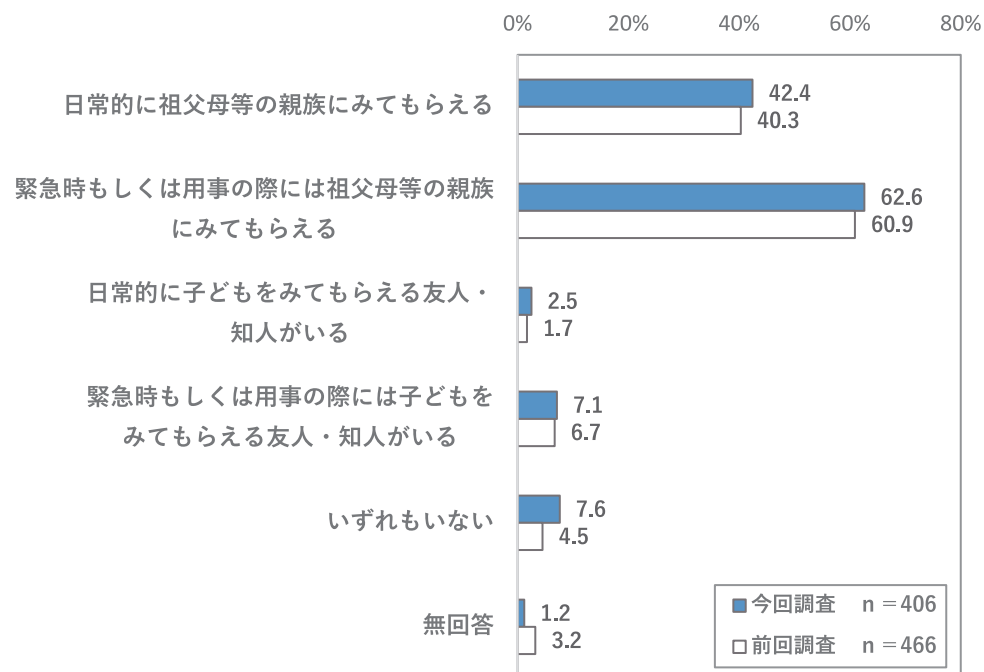
母親については、“フルタイム就労”が49.0%と約過半数で、次いでパートタイム就労（就労時間：月当たり48時間以上120時間未満）23.2%、パートタイム就労（就業時間：月当たり120時間以上）12.6%の順となっています。

母親の就労状況



②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童の保護者は、“緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる”が最も多く 62.6%、次いで“日常的に祖父母等の親族にみてもらえる” 42.4%となっています。



※今回調査(令和6年実施)

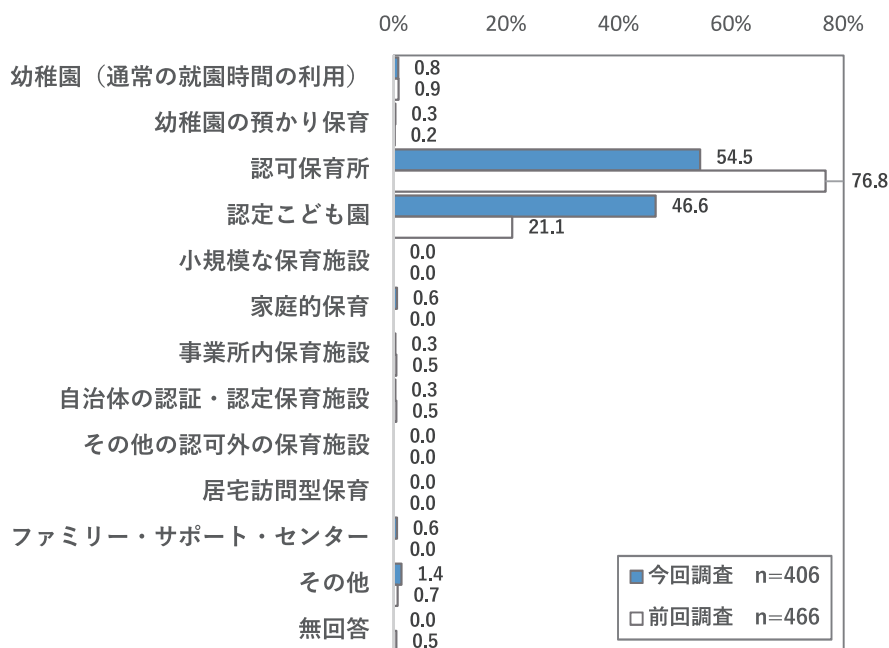
※前回調査(平成31年実施)

以下アンケート結果については同じ。

③平日の定期的な教育・保育事業

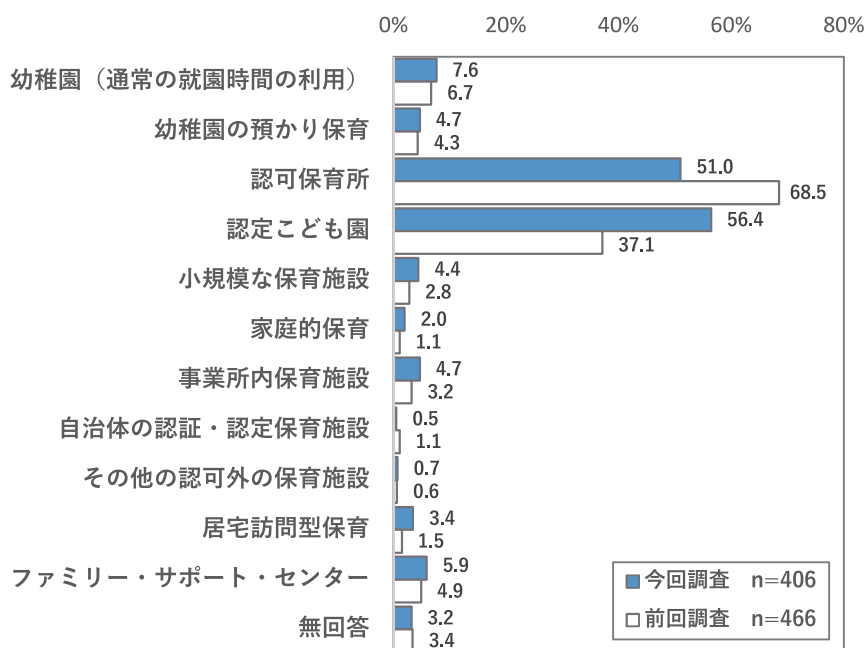
利用している平日の定期的な教育・保育施設としては、認可保育所が最も多く 54.5%で、次いで認定こども園 46.6%となっています。

利用している平日の定期的な教育・保育事業



平日の定期的な教育・保育施設の利用意向としては、認定こども園が56.4%と最も多く、次いで認可保育所 51.0%の順に多くなっています。

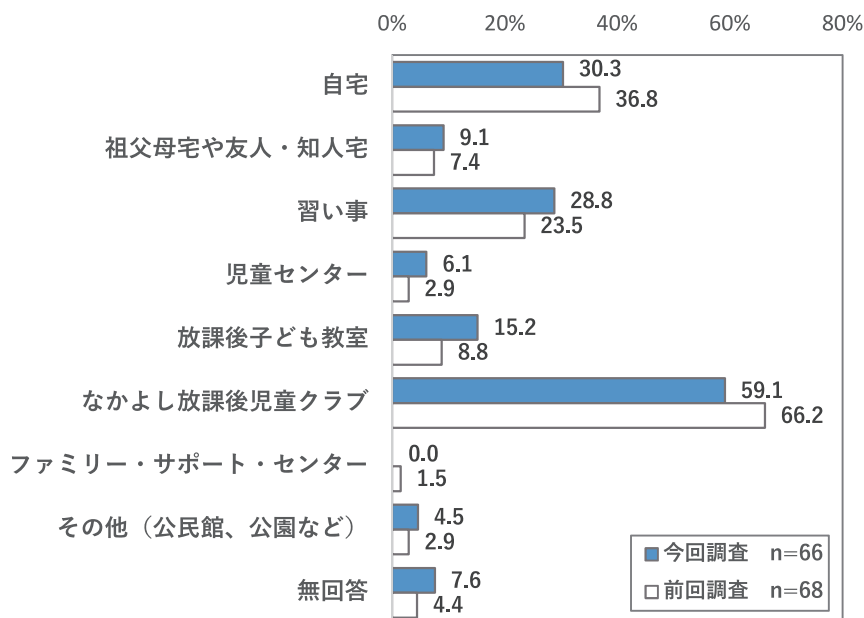
今後利用したい教育・保育事業



④放課後の過ごし方（５歳児以上限定）の意向

義務教育就学後（１～３年生）の放課後の過ごし方としては、“なかよし放課後児童クラブ”が最も多く 59.1%、次いで“自宅” 30.3%となっています。

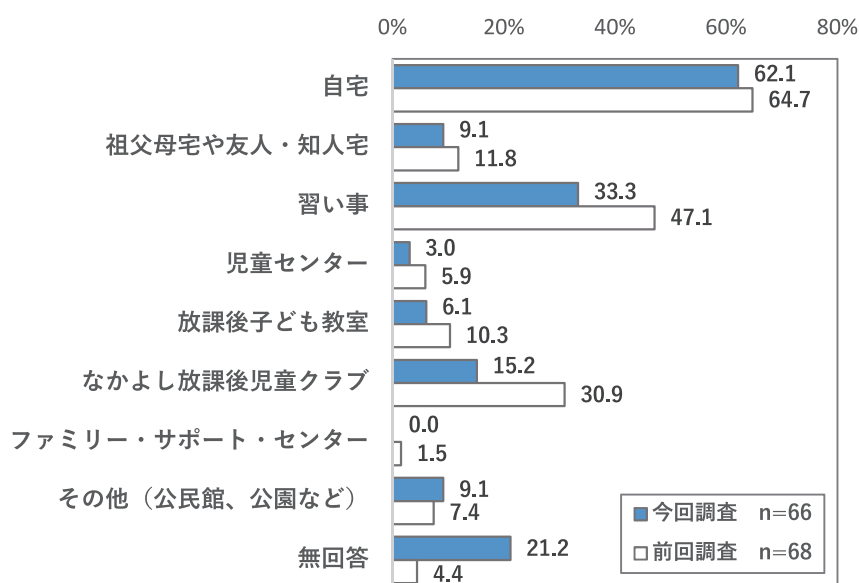
放課後過ごさせたい場所（低学年）



義務教育就学後（４～６年生）の放課後の過ごし方については、“自宅”が最も多く 62.1%、次いで“習い事” 33.3%となっています。

義務教育就学後（１～３年生）の放課後の過ごし方と比べると、“自宅”や“習い事”への意向が高まり、“なかよし放課後児童クラブ”の利用意向は半分以下になっています。

放課後過ごさせたい場所（高学年）

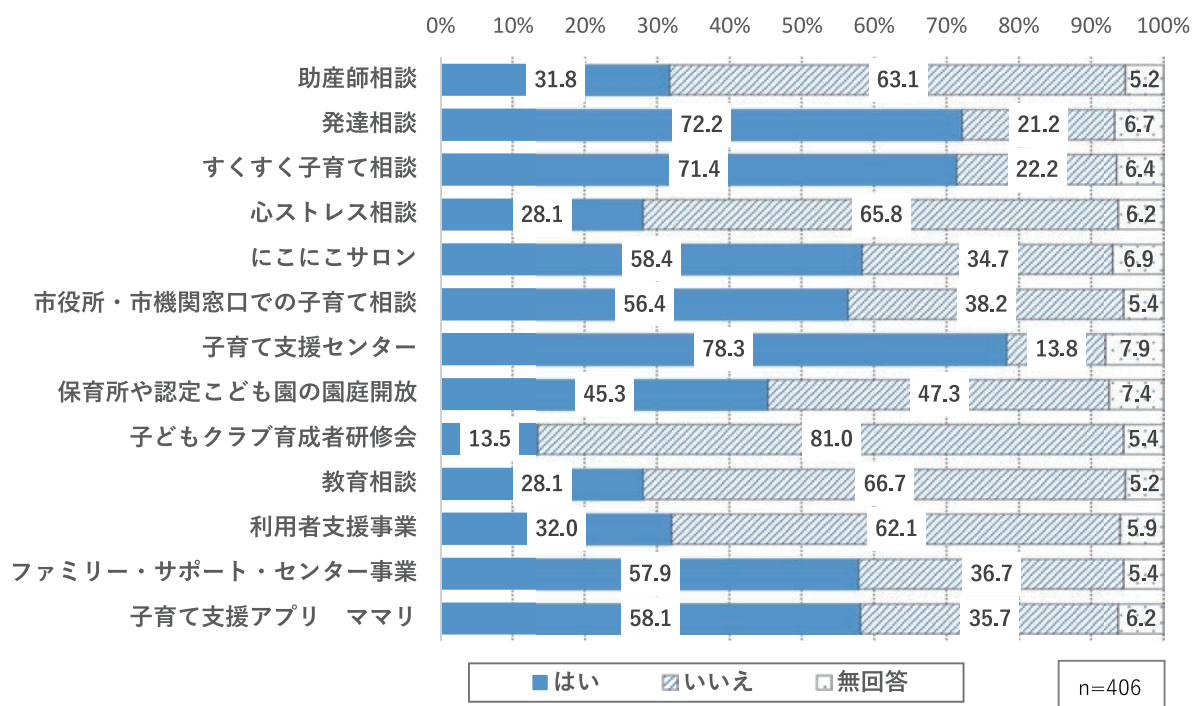


⑤子育て支援事業の認知度・利用状況・意向状況

【認知度】

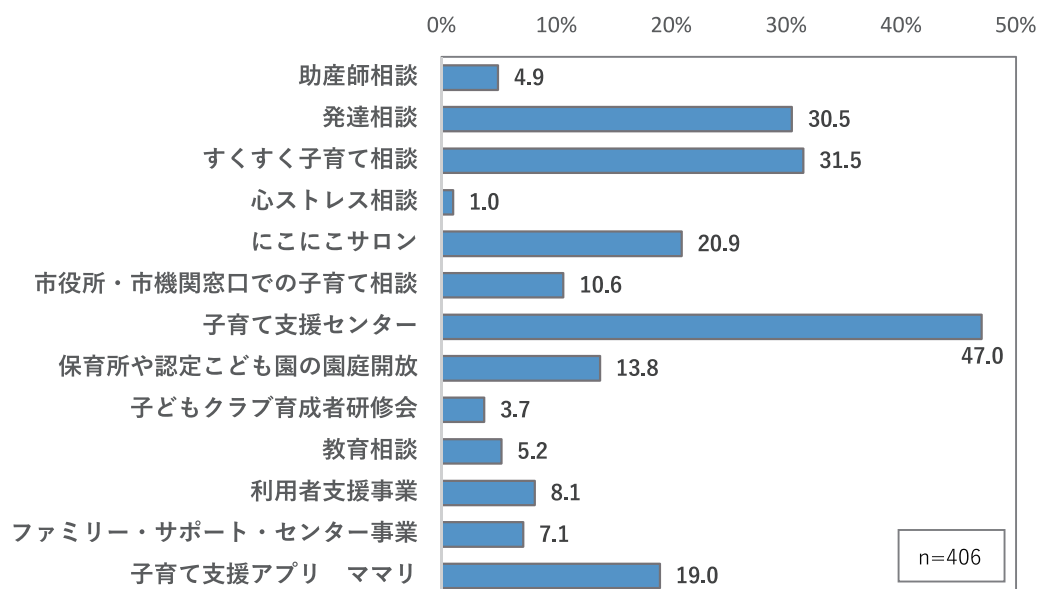
“子育て支援センター”が最も多く 78.3%、次いで“発達相談” 72.2%、“すくすく子育て相談” 71.4%となっています。

子育てに関する事業の認知度



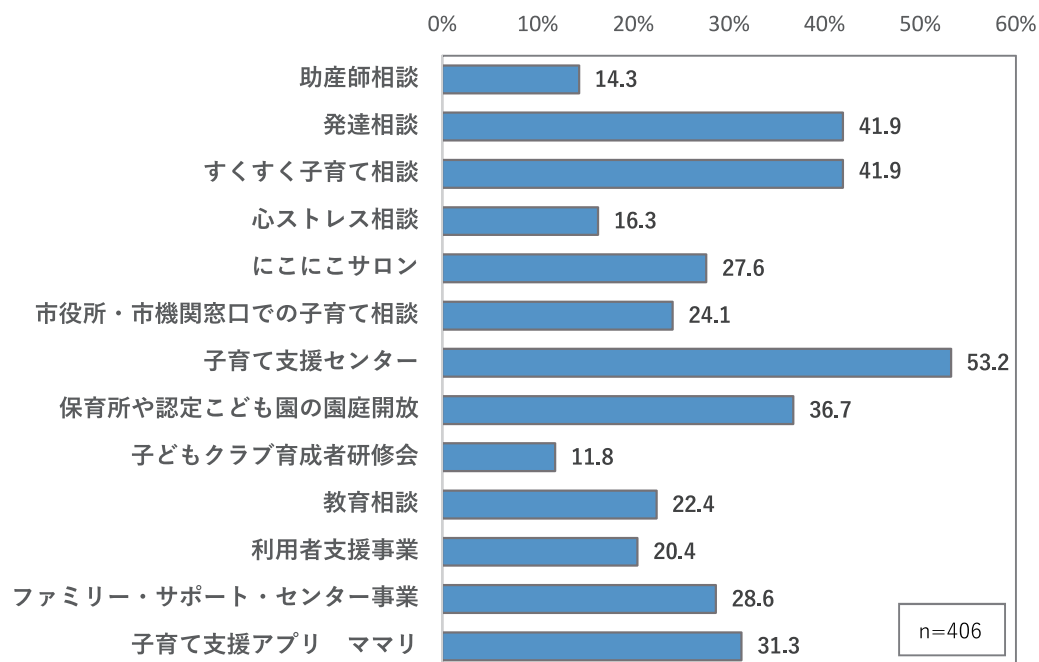
【利用状況】

“子育て支援センター”が最も多く 47.0%、次いで“すくすく子育て相談” 31.5%、“発達相談” 30.5%となっています。



[利用意向]

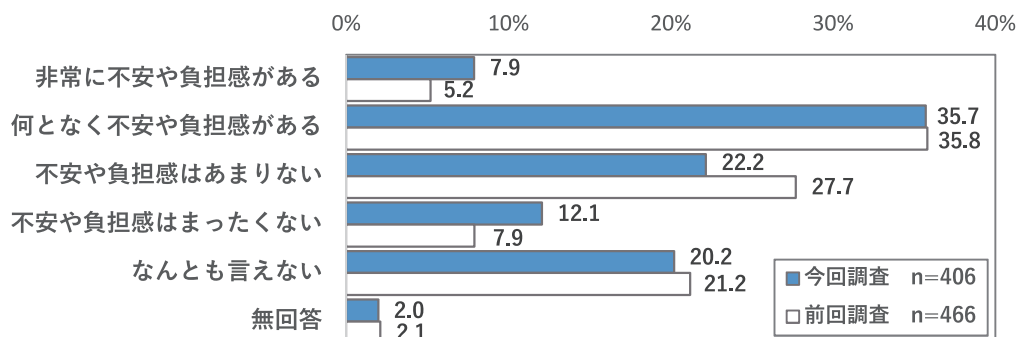
“子育て支援センター” が最も多く 53.2%、次いで “すくすく子育て相談” 41.9%、“発達相談” 41.9%となっています。



⑥子育てに関する不安や負担の有無、日頃悩んでいること、情報の入手先

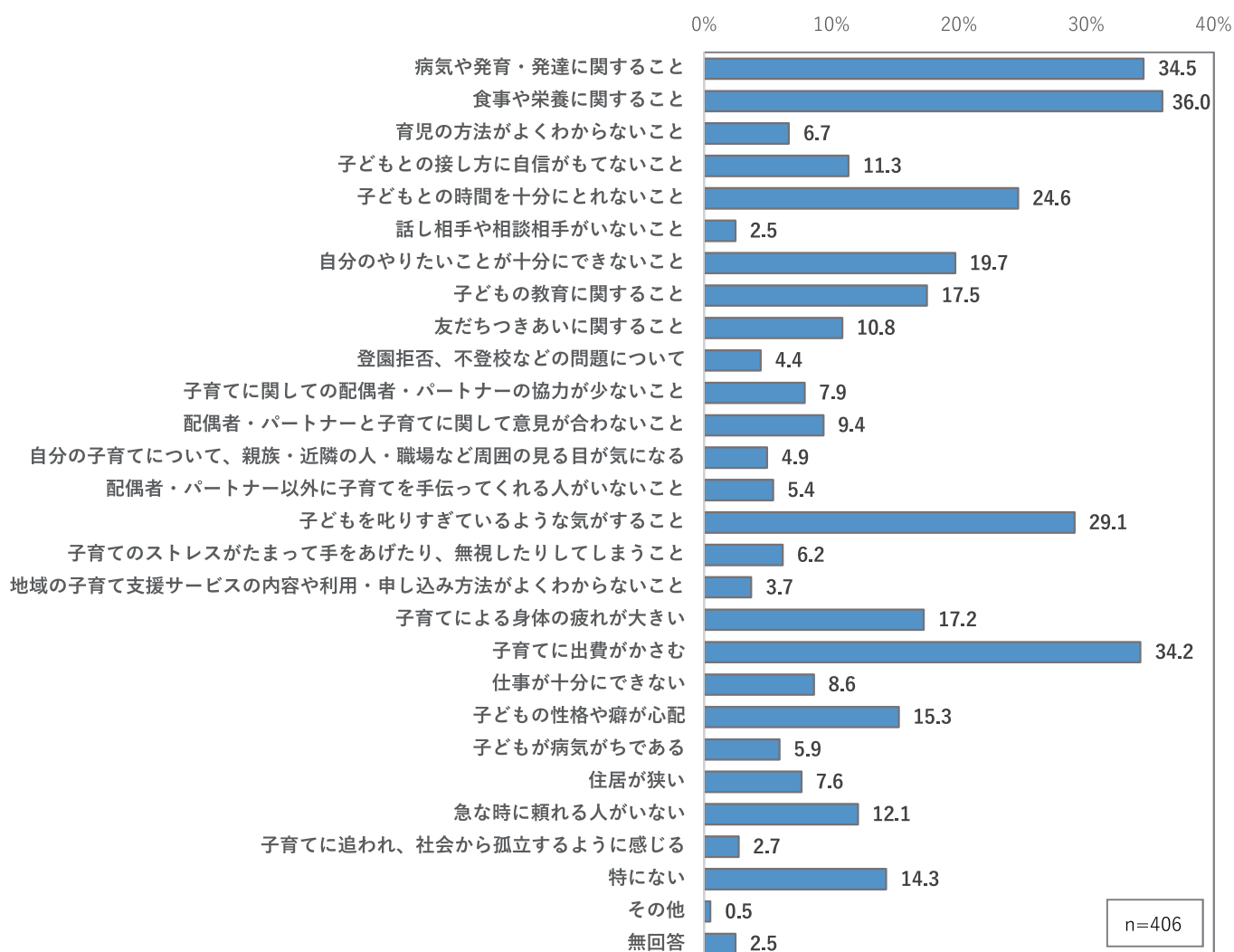
【子育てに関しての不安や負担感の有無】

子育てに関しての不安感や負担感については、“非常に不安や負担感がある”と“何となく不安や負担感がある”を合わせた『不安や負担感がある』は約4割となっています。



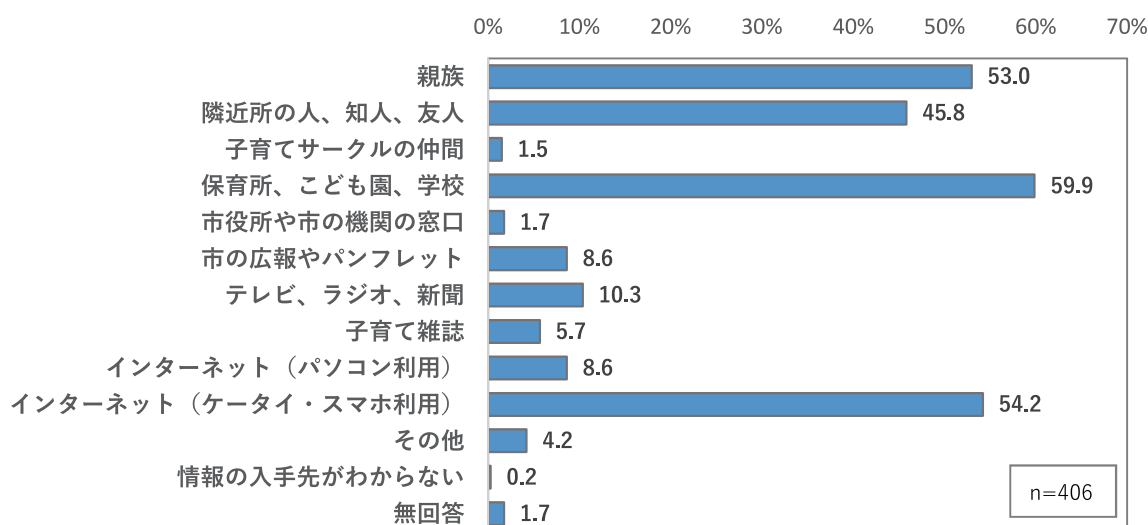
【子育てに関して日常悩んでいること】

子育てに関して悩んでいることや気になることについては、“食事や栄養に関すること”が最も多く 36.0%、次いで“病気や発育・発達に関すること” 34.5%、“子育てに出費がかさむ” 34.2%となっています。



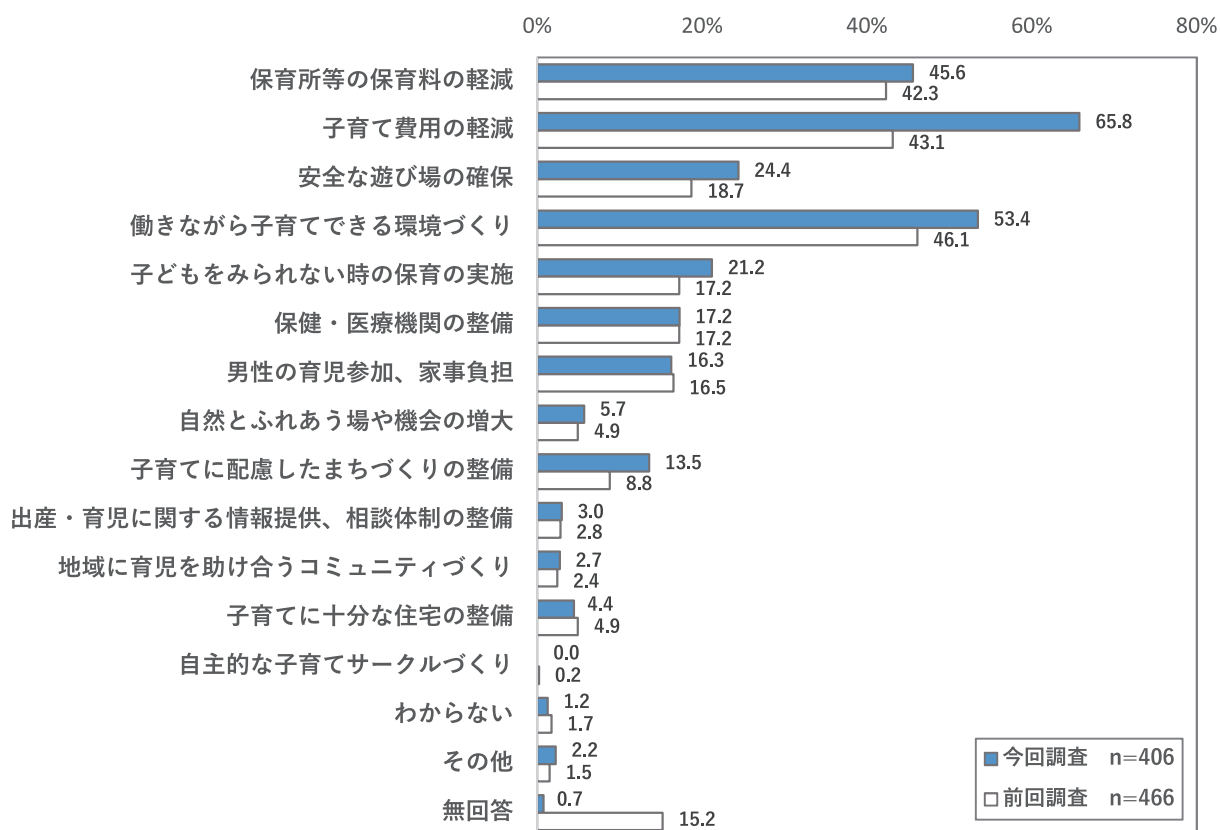
[子育てに関して情報の入手先]

子育てに関する情報の入手先については、“保育所、こども園、学校”が最も多く59.9%、次いで“インターネット（ケータイ・スマホ利用）”54.2%、“親族”53.0%となっています。



⑦出産や育児がしやすい社会に希望すること

出産や育児しやすい社会になるために、必要と思われることについては、“子育て費用の軽減”が最も多く65.8%、次いで“働きながら子育てできる環境づくり”53.4%、“保育所等の保育料の軽減”45.6%となっています。

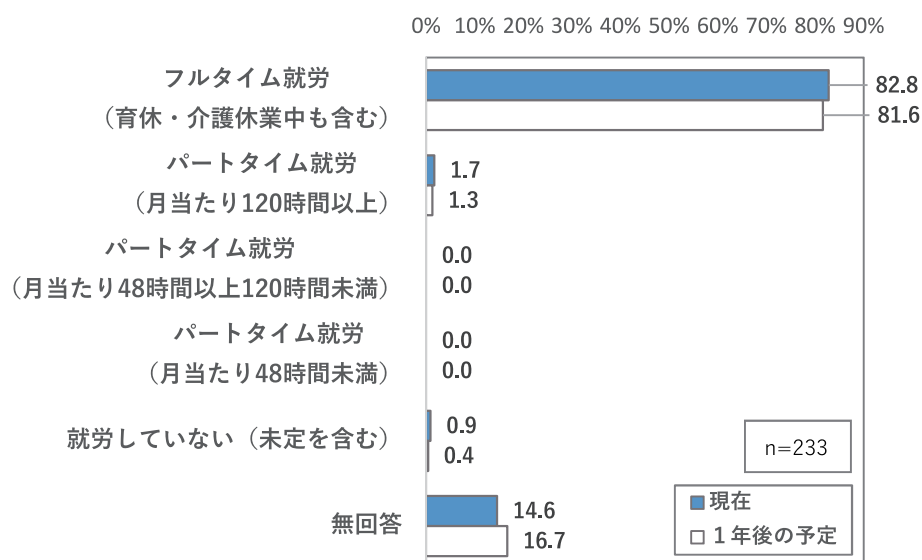


（２）義務教育学校（前期課程）調査

①父親・母親の就労状況

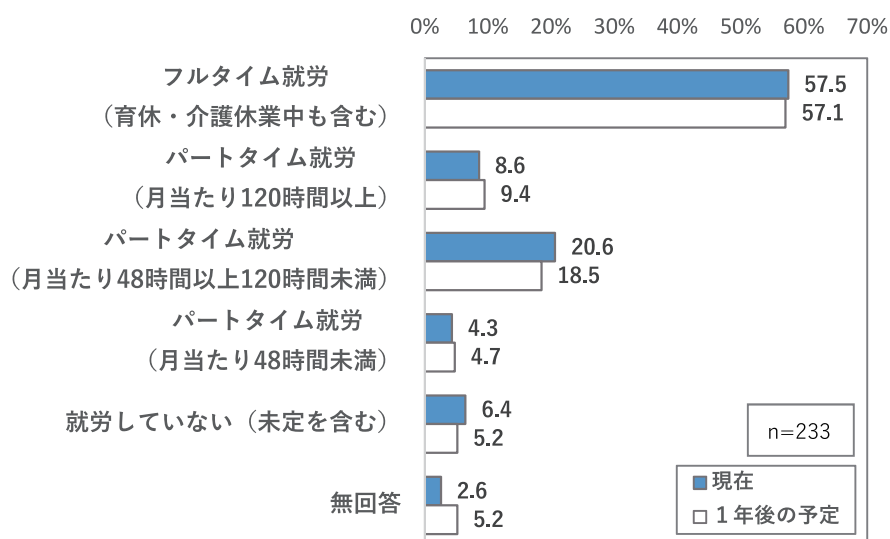
父親については、“フルタイム就労”が82.8%と8割程度を占めています。

父親の就労状況



母親については、“フルタイム就労”が57.5%と約6割で、次いでパートタイム就労（就労時間：月当たり 48 時間以上 120 時間未満）20.6%、パートタイム就労（就業時間：月当たり 120 時間以上）8.6%の順となっています。

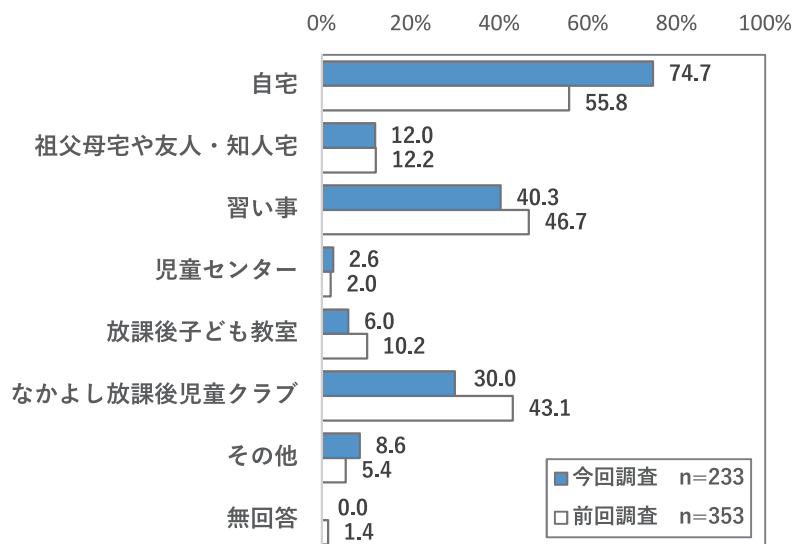
母親の就労状況



②放課後の過ごし方の状況・意向[複数回答]

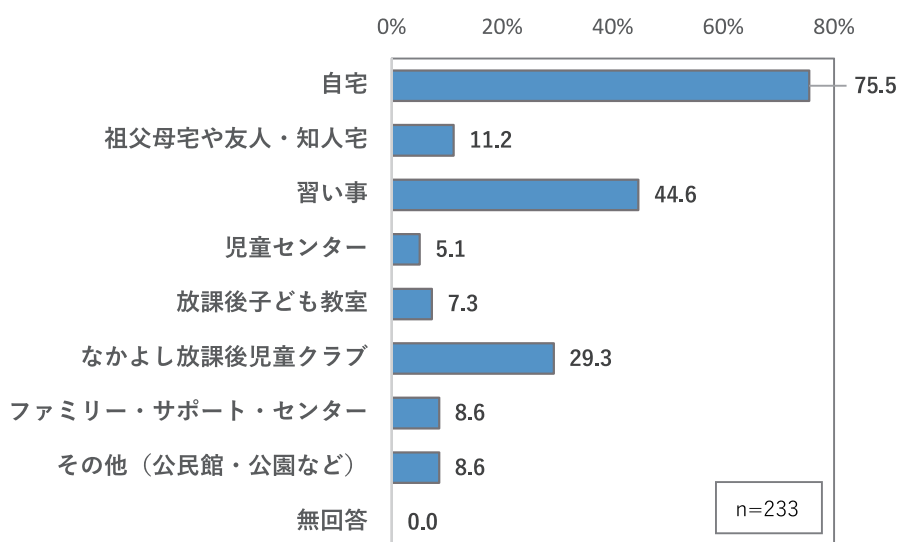
[現在]

現在、放課後を過ごしている場所については、“自宅”が最も多く 74.7%、次いで“習い事” 40.3%、“なかよし放課後児童クラブ” 30.0%となっています。



[意向]

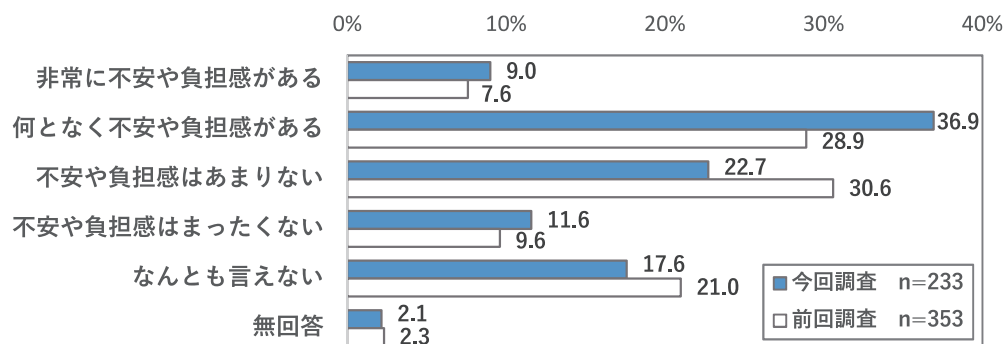
今後、放課後を過ごさせたい場所については、“自宅”が最も多く 75.5%、次いで“習い事” 44.6%、“なかよし放課後児童クラブ” 29.3%となっています。



③子育てに関する不安や負担の有無、日頃悩んでいること、情報の入手先

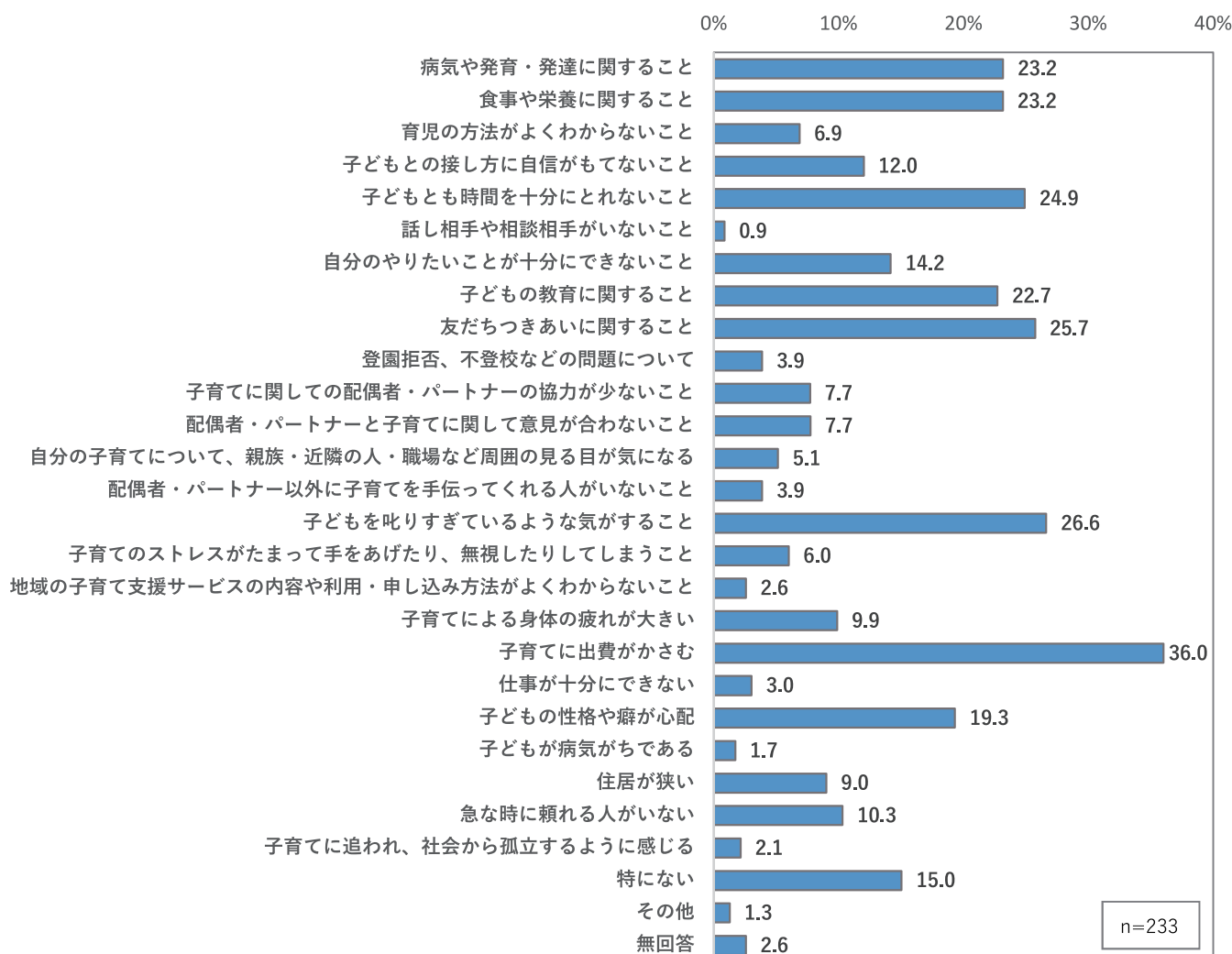
[子育てに関しての不安や負担感の有無]

子育てに関しての不安感や負担感については、“非常に不安や負担感がある”と“何となく不安や負担感がある”を合わせた『不安や負担感がある』は約4割となっています。



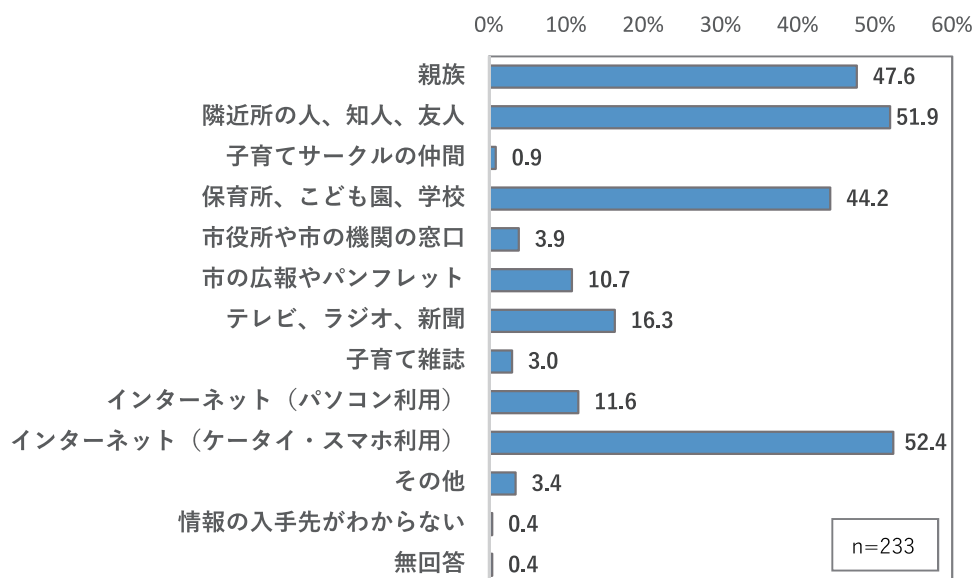
[子育てに関して日常悩んでいること]

子育てに関して悩んでいることや気になることについては、“子育てに出費がかさむ”が最も多く 36.0%、次いで“子どもを叱りすぎているような気がする” 26.6%、“友だちつきあいに関する” 25.7%となっています。



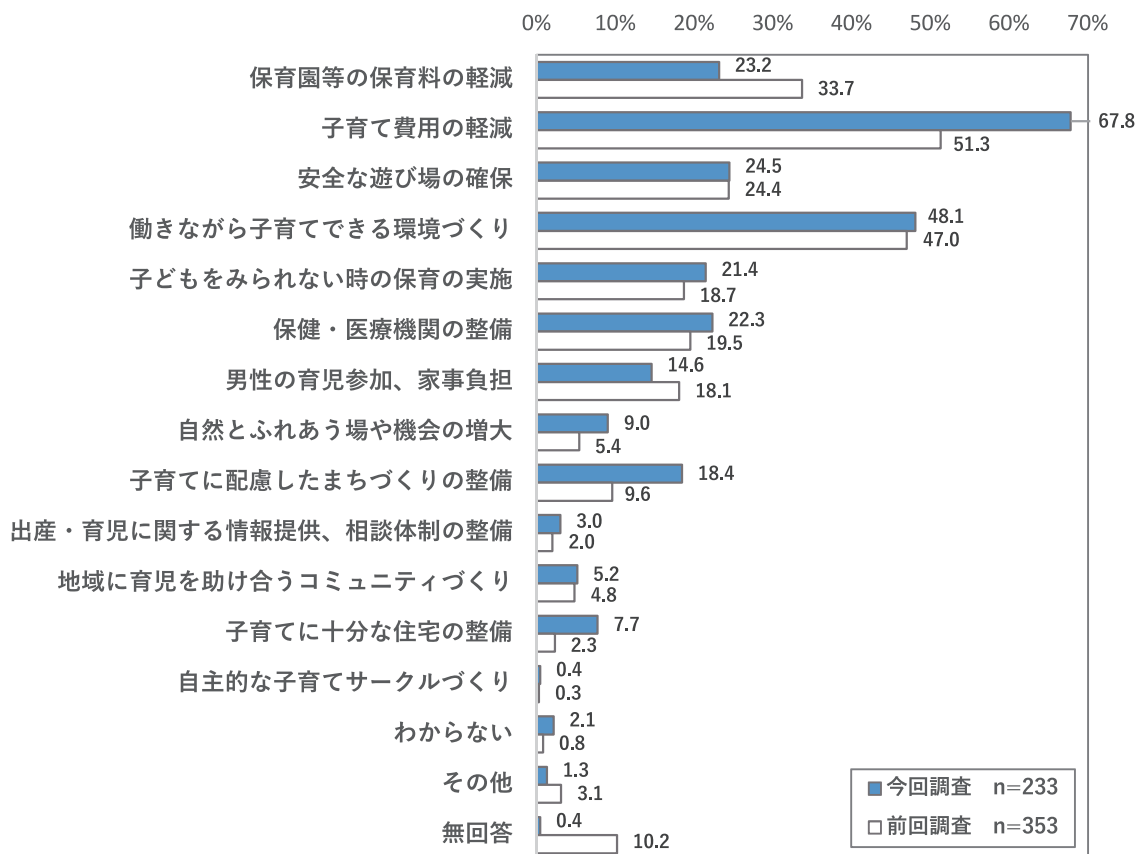
[子育てに関して情報の入手先]

子育てに関する情報の入手先については、“インターネット（ケータイ・スマホ利用）”が最も多く52.4%、次いで“隣近所の人、知人、友人”51.9%、“親族”47.6%となっています。



④出産や育児がしやすい社会に希望すること

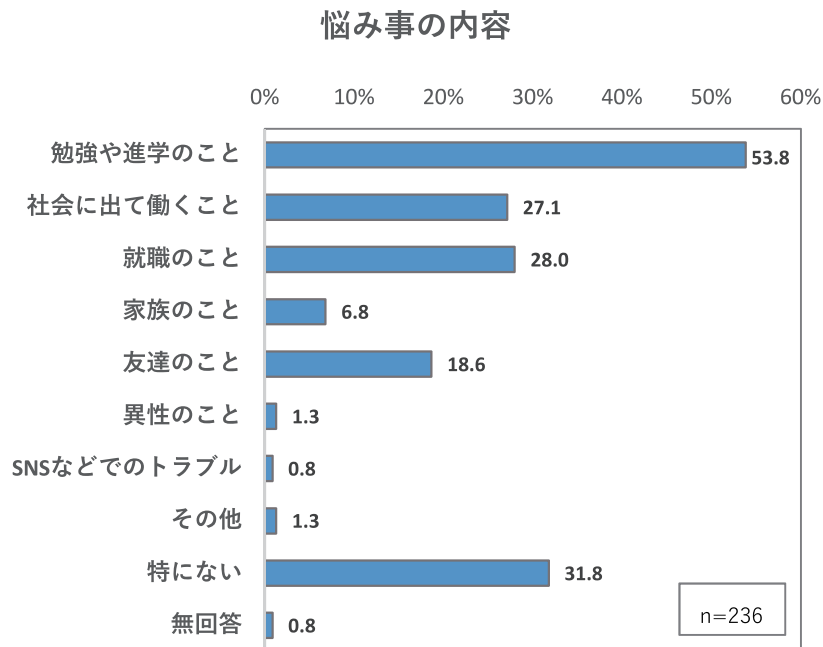
出産や育児しやすい社会になるために必要と思われることについては、“子育て費用の軽減”が最も多く67.8%、次いで“働きながら子育てできる環境づくり”48.1%、“安全な遊び場の確保”24.5%となっています。



（３）義務教育８年生並び多久高等学校調査

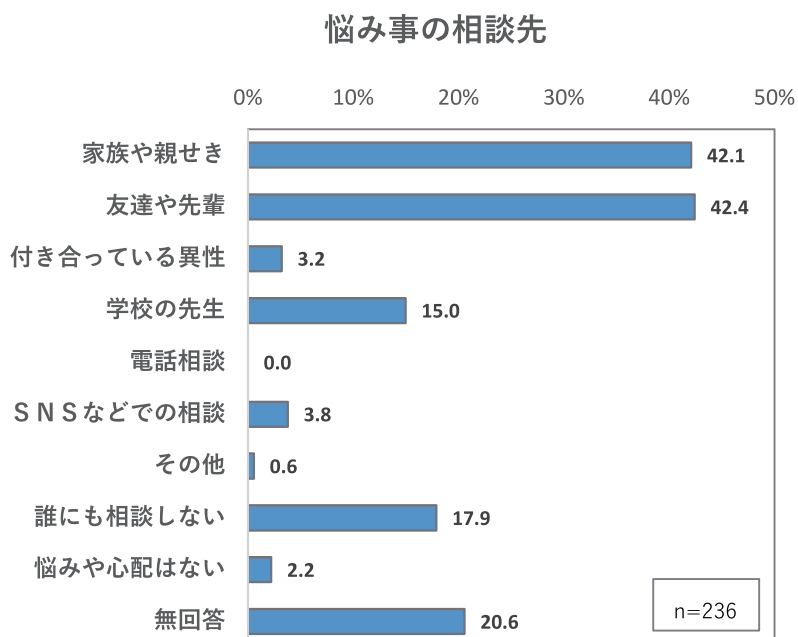
①悩み事の内容

悩んでいることや心配なことについては、“勉強や進学のこと”が最も多く53.8%、次いで“特
にない”31.8%、“就職のこと”28.0%、“社会に出て働くこと”27.1%となっています。



②悩み事や心配なことの相談先

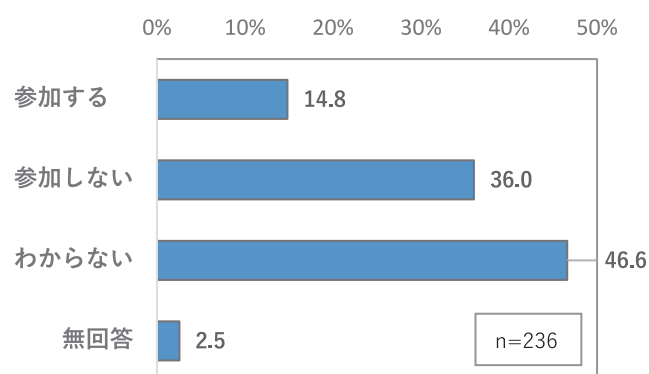
悩みや心配なことの相談先については、“友達や先輩”が最も多く42.4%、次いで“家族や親
せき”42.1%、“誰にも相談しない”17.9%、“学校の先生”15.0%となっています。



③中高生向けのイベント、催しの参加意向

中高生向けイベント、催しへの参加意向については、“参加する”は 14.8%となっています。現状は、日常で多世代と触れ合う機会が少ない人が多い状況です。

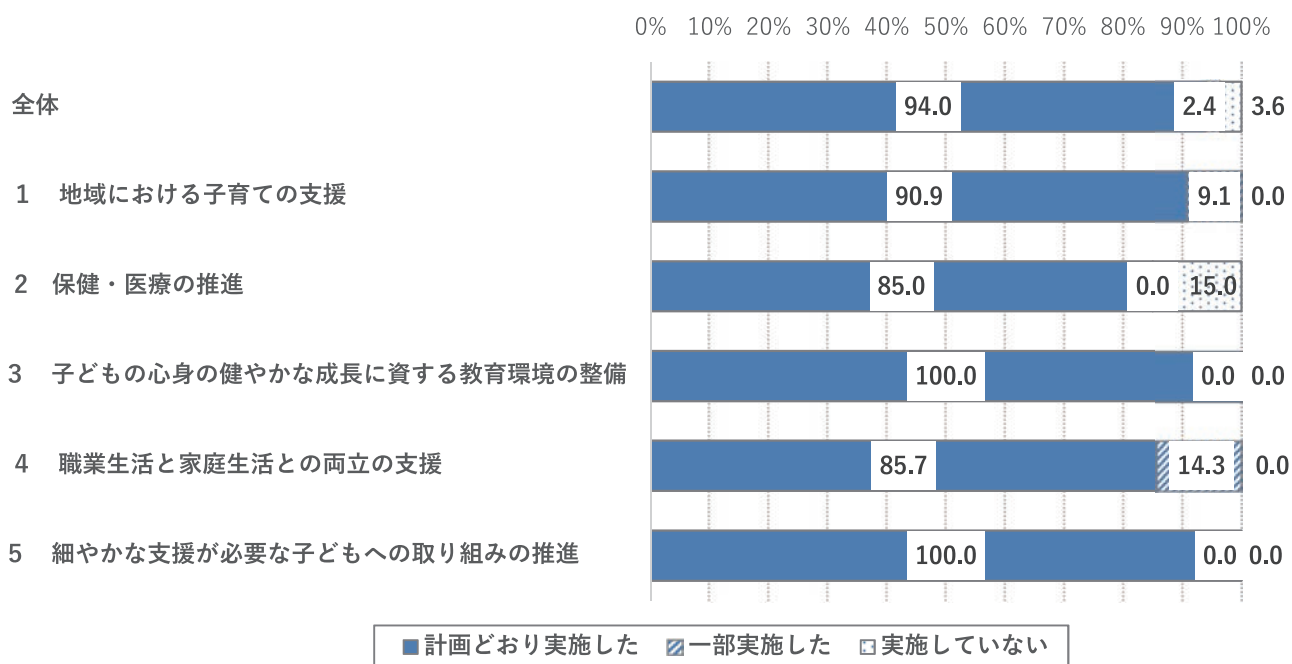
中高生向けのイベント、催しの参加意向



3 第2期計画の評価

第2期子ども・子育て支援事業計画の庁内各課による評価については、83事業のうち「計画通りに実施」が94.0%と最も多く、次いで「実施していない」が3.6%、「一部実施した」が2.4%となっています。

施策ごとにみると、「2 保健・医療の推進」が「実施していない」が15.0%と他に比べ多くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、多久市に暮らすすべての子どもと親、さらには、子どもたちが過ごす地域を含め、ともに支えあいながら育ちゆく地域社会の実現を目指し、多久市で子育てをしてよかったと思えるような環境を整備していくため第1期計画・第2期計画と2期に渡り基本理念を「すべての人が安心して出産・育児ができ、子どもたちが笑顔で健やかに育つように、みんなで子育てにかかわりあえるまち」と掲げ、様々な取り組みを行っています。

第3期計画においても、第1期計画・第2期計画と2期に渡り掲げてきた基本理念の方向性を継続し、多久市に暮らすすべての子どもたちの幸せを考え、多久市のすべての家庭や地域、関係団体等と連携しながら、子育て支援に関する様々な施策を推進していきます。

基本理念

すべての人が安心して出産・育児ができ、
子どもたちが笑顔で健やかに育つように、
みんなで子育てにかかわりあえるまち

2 基本方針

本計画は、3つの基本方針を掲げ、基本理念の実現に向け取り組むこととします。

基本方針

★ 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

★ 子どもがのびのびと心豊かに育つまちづくり

★ 地域みんなで子育てを支えるまちづくり

3 基本目標（計画推進の視点）

本計画の目指す基本理念やその実現に向けた3つの基本方針を踏まえ、次の5つの基本目標を設定し、総合的に施策を推進します。

（１）地域における子育ての支援

子どもを安心して育てる環境を整備していく上で、地域において子育てを支援する仕組みは必要不可欠なことです。しかしながら、ライフスタイルの変化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しています。そのため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援を行っていくことが重要と考えます。

（２）保健・医療の推進

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親が健康であることが何よりも必要です。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関が一体となってこれまでの母子保健施策の成果を維持するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を推進します。

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちの健やかな成長のためには、家庭、学校及び地域社会がそれぞれの教育力の向上を図るとともに、それらの教育力を結集していけるような環境づくりを推進します。

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察・認定こども園・保育所・学校・児童館・関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防止対策を推進していくと同時に被害に遭った子どもの保護も推進します。

（４）職業生活と家庭生活との両立の支援

女性・男性の性別を問わずすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、家庭よりも仕事を優先するといった働き方の見直しを進め、男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス意識の啓発に努めます。

また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を変え、働きやすい環境をつくる必要があります。

（５）細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進

ひとり親家庭等の自立支援を推進し、障害児施策の充実も推進します。また、児童虐待を防止するために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援と地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

さらに貧困状況にある家庭への支援を強化していくことが必要です。

4 施策の体系

基本理念並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化すると次のとおりです。

基本理念

すべての人が安心して出産・育児ができ、
子どもたちが笑顔で健やかに育つように、
みんなで子育てにかかわりあえるまち

基本方針

- ★安心して子どもを生み育てることができるまちづくり
- ★子どもがのびのびと心豊かに育つまちづくり
- ★地域みんなで子育てを支えるまちづくり

基本目標1 地域における子育ての支援

- 子育て支援サービスの充実
- 子どもの健全育成
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標2 保健・医療の推進

- 妊娠出産に関する安全性の確保
- 安心して生み育てる環境づくり
- 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減
- 思春期の保健対策と健康教育の推進
- 小児医療の環境整備

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 次世代の親の教育
- 家庭や地域の教育力の向上
- 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備

基本目標4 職業生活と家庭生活の両立の支援

- 多様な働き方に合わせた子育て支援
- 仕事と子育ての両立の支援

基本目標5 細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進

- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 障害のある子どもへの支援
- 要保護児童対策の充実
- 貧困状態にある家庭への支援
- 外国につながる子どもたちへの支援

第4章 総合的な施策の展開

1 地域における子育ての支援

多久市においては、核家族が増え、地域住民同士のつながりも希薄化する中、子育て家庭の孤立しがちであるという問題が深刻なものとなっています。

子育て家庭に対する支援として、子育てに関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域子育て支援センター事業の推進や、子育てサークルの支援を行い、地域における子育て支援のネットワーク形成を促進していくことが重要です。

保育サービスについては、女性の就労率の増加や勤労形態の変化などを受け、ニーズが多様化しています。子どもの幸せを第一に考えることはもとより、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、認定こども園・保育所・幼稚園において多様なサービスの提供体制を整備することが必要です。

また、地域においては、子育てに関する活動を行う育児サークルや、子供クラブ・町内会をはじめとする地域活動団体等が活動しているほか、古くから息づく歴史や伝統文化があります。その中で、子どもが健全で豊かな人間性を育くむために、子どもたち自身が地域の一員として、自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭・学校・地域が機能を十分に発揮し、地域全体で子どもを育てる環境を整備することが大切です。

子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが健やかに育つよう、民生委員・児童委員・主任児童委員・保護者及び高齢者などとも協力しながら地域での健全な子育て支援を推進します。

基本施策

- ・ 子育て支援サービスの充実
- ・ 子どもの健全育成
- ・ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 地域ふれあい育児サークル支援	子どもと母親が一緒に集い遊べる場、保護者同士の情報交換の場を「にこにこサロン」として提供を行っています。また、月に1回身体計測や相談を実施しています。今後も継続して実施します。
(2) 保育所等地域活動事業	地域住民や異年齢児（者）との交流を行うことによって、地域住民と繋がりを深め地域の子どもたちの育ちを支援するなど、幅広い活動を市内の認定こども園・保育所にて行っています。今後も継続して実施します。
(3) 地域子育て支援センター	子育てを社会的に支援することを目的とした機関で、子育て相談や指導、各種行事の開催、地域の子育てサークルの育成、子育て情報の発信等を実施します。
(4) 子育て支援講座	子育て支援講座を、子育て支援センターにて実施します。
(5) 児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童を養育している者に手当を支給する制度で国の制度を遵守します。
(6) 保育所等の保育料の軽減	認定こども園・保育所・幼稚園に通園させている保護者に対し、保育料等の補助を実施することで経済的支援を実施します。なお多久市では、令和元年10月から始まった教育保育無償化と併せ、国の基準より保育料を細かく設定することで、より一層の軽減を図ります。
(7) 子どもの医療費助成	0歳～満18歳に達する日以降の、最初の3月31日までの医療費について、全疾患の保険診療自己負担分の一部を助成します。
(8) 児童館	健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点として、また育児不安に陥りがちな子育て家庭を支援する事業として、にこにこサロン・キッズタイム等、児童センター運営委員会の中で協議しながら充実を図ります。
(9) ファミリー・サポート・センター	児童の預かりなどの援助を受けたい会員と、援助を行いたい会員とを結びつける事業で、協力会員及び利用会員を増やし、援助活動件数を増やすため広報周知に努めます。
(10) 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行います。
(11) 地域環境点検活動	青少年にとって有害な環境の浄化改善を図ることを目的として、「多久市青少年育成市民会議」が主体となり、地域環境点検活動に取り組みます。

2 保健・医療の推進

多久市では、妊婦健診票・産婦健診票の交付、乳幼児健診、家庭訪問などの事業を通し妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための母子保健活動を展開し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援ができるよう、各種事業に取り組んでいます。

朝食の欠食や生活リズムが不規則になっている子ども、肥満の子どもも増えています。生涯にわたる心身の健康の保持のため生活習慣・食習慣の確立ができるよう、胎児期（妊娠期）から、体を作る材料としての栄養について、また、生活リズムの重要性について個別指導を推進します。そのため、学校や関係機関、地域と連携しながら保健・健康対策を推進します。

すべての人が、安心して子どもを生み・育てるために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心及び安全を得られるよう、母子保健事業・思春期保健事業の内容の充実に努めるとともに、関係機関との連携を深め推進します。

基本施策

- ・ 妊娠出産に関する安全性の確保
- ・ 安心して生み育てる環境づくり
- ・ 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減
- ・ 思春期の保健対策と健康教育の推進
- ・ 小児医療の環境整備

取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 母子健康手帳の交付と妊婦健康診査票の交付	妊娠期の健康管理と子どもの成長や子育ての記録となる母子健康手帳を交付すると同時に、赤ちゃんとお母さんをつなぐ胎盤や妊娠中の経過について説明します。また、妊娠中の適切な管理や異常の早期発見のために必要な回数の健診受診券を交付します。 妊娠届け出を早めにしていただくよう周知啓発に努めます。
(2) 産婦健康診査票の交付	出産後 2 週間および 1 か月時に、お母さんの心身の健康状態や子どもの成長をみるために産婦健康診査票を交付します。産婦健診でお母さんの育児不安や心身の不調に早く気づき、早期対応ができるように、関係機関と連携をとりながら実施します。
(3) 産後ケア事業	産婦健康診査等でサポートが必要な母子を対象に実施します。産後のお母さんが安心して子育てができるよう、助産師が家庭訪問し、産後のお母さんの心身のケアや育児サポートなどを行います。
(4) 助産師相談会	妊娠期から 1 歳未満の赤ちゃん和妈妈を対象に、助産師が個別に相談に応じます。
(5) 乳児全戸訪問・養育支援訪問事業	生後 2 か月を目安に地区担当保健師が家庭訪問を行い、乳児の成長・発達、母親の育児不安などを把握し、必要な支援・相談等へ繋がります。 「子どもノート」を配布し、母親が自ら進んで育児に取り組めるように支援します。
(6) 健康推進員地域保健活動	身近なボランティア活動を行っている健康推進員が家庭を訪問し、育児に必要な情報提供を行い、母親への育児支援や市民と行政との掛け橋として地域で活動を行います。乳幼児健診の未受診者への受診勧奨や 3 歳半健診後に転入した幼児への訪問も行います。
(7) 乳児健診	(集団健診) 4～5 か月児および 6～7 か月児を対象に、集団健診を実施し、内科医師による診察、管理栄養士による離乳食相談、歯科衛生士による歯科指導、保健師による発達状況や予防接種の確認などを行います。「子どもノート」を活用し、発達段階の確認や生活リズムの必要性を伝えます。子どもの成長・発達の確認及び保護者への育児支援として行います。 (医療機関での健診) 乳児健康診査票を 2 枚交付し、県内の医療機関で乳児健診を受診することができ、子どもの成長・発達等の確認ができます。

事業名	事業内容
(8) 幼児健診	1歳半、2歳半、3歳半児を対象に、集団健診を実施しています。健診時は地域の医師・歯科医師・耳鼻科医師による診察や身体計測・スポットビジョンスクリーナー（弱視のスクリーニング検査）、管理栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科指導、保健師による発達状況や予防接種の確認などを行います。各年齢に応じた発達の確認と疾病の早期発見の機会となるとともに、必要な場合は、相談機関や医療機関の紹介も行います。子どもの成長・発達の確認及び保護者への育児支援として行います。
(9) 乳幼児相談事業	就学前の幼児を対象とした「すくすく子育て相談会」や「発達相談」を実施し、早期発見・早期療育に努めます。成長・発達の支援や保護者の育児不安を軽減できるように必要な事業の実施及び継続に努めます。
(10) むし歯予防のためのフッ化物塗布とフッ化物洗口事業	幼児健診の機会を活用し、就学までの幼児にフッ化物塗布を行います。また、歯科医師による診察、歯科衛生士による個別指導を行います。 市内12の認定こども園・保育所では、希望者に対してフッ素化物の溶液で洗口を行います。また、歯科衛生士が年に2回認定こども園・保育所へ出向き、子どもたちへの健康教育も行います。
(11) 予防接種事業	定期予防接種は、県内の登録医療機関で接種できる体制を整備しています。今後も継続して実施します。 接種方法については、乳児全戸訪問、乳幼児健診、就学前健診等で説明を行います。
(12) 思春期保健事業	学校におけるいのちの授業などを、市内学校の養護教育と連携した取り組みで実施します。
(13) 小児医療の整備	市内では、小児診療として3医療機関があります。予防接種では、市内6医療機関が登録されています。夜間や休日の医療体制として、佐賀市休日夜間子ども診療所があり、市内の小児科医師・看護師とも協力していきます。
(14) 家庭訪問	必要な家庭に対して、新生児から乳幼児、妊産婦、多うっ子健診後のフォローなどで地区担当保健師による家庭訪問を行い、状況把握・保健指導等を実施しています。必要な場合は、関係機関と連携していきます。
(15) こども生活習慣病予防健診（多うっ子健診）	義務教育学校5年生と7年生を対象として、保護者同伴による健診を無料で実施しています。健診結果は、子どもと保護者と一緒に個別面談で説明し、正しい生活習慣を身につけられるよう保健指導を行います。学校等との連携もとっていきます。
(16) 心・ストレス相談	市民の抱えているストレスや不安等の軽減を図り、自殺予防としての取り組みを、臨床心理士による個別相談会として実施します。子育てのストレス等への相談にも応じています。

事業名	事業内容
(17) 妊婦のための支援 給付金事業	妊娠届と乳児全戸訪問後に5万円ずつ(合計10万円)の経済的支援を行います。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもを生み育て、健全で豊かな人間性を育てていくためには、家庭において健全な生活習慣や教育を保護者が日々実践できることも重要と考えます。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー・自制心・自立心等を育成する上で重要な役割を果たしています。

しかし、核家族が増え、少子化に加え近所づきあいも希薄化した現代では、家庭の教育力が低下しているといわれています。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、家庭・学校及び地域社会との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達や、社会の変化に主体的に対応し得る基礎を培う重要な役割を担うといえます。また、学校教育は、人間形成として必要な資質を養うとともに、個性の伸長や社会性を培うための確かな学力と豊かな心、健やかな体を育てるという重要な役割を担っています。

次代の担い手である子どもたちが健全に育ち、個性豊かに「生きる力」を伸長することができるよう、教育環境の充実に努めるとともに、教育従事者の資質向上にも努めます。

基本施策

- ・ 次世代の親の教育
- ・ 家庭や地域の教育力の向上
- ・ 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備

取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1)「多久市教育の日」の設定	学校教育の充実・深化を図るために、保護者や地域住民の学校教育への関心を高め、学校との連携を生かした子どもたちの支援体制を整えます。毎年、12月上旬に多久市教育の日を設定し市内義務教育学校を、保護者地域の皆さんに公開します。
(2) 義務教育学校教育研究事業	市内義務教育学校に研究委嘱を行い、研究推進・発表会開催など実施しており、今後も継続して実施します。
(3) 信頼される学校づくり推進事業（安全・安心）	市内義務教育学校において、交通安全教室や避難訓練・緊急連絡システム（スクールネット）・学校イントラネット（校務シェアボード）を整備し、子どもの危機管理意識の向上や安全確保に努めます。今後も継続して実施します。
(4) 安心・安全のまちづくり推進事業	多久市PTA連合会及び各学校PTAが「子ども110番の家」に取り組み、協力家庭等の軒先に「子ども110番の家」ステッカーを掲示しています。また、青色防犯パトロール等の実施を通じて地域での見守り活動を推進しています。今後も継続して実施します。
(5) 道徳教育推進事業	「心のノート」の配布や、「ふれあい道徳」授業を実践しながら、学校教育全般で心や命の大切さを学ぶための教育を行っています。今後も継続して実施します。
(6) 家庭教育支援事業	家庭教育の広報活動及び相談を実践します。
(7) 特別支援教育事業（教育支援委員会）	幼児、児童生徒の進学や進級に際して、適正な教育を受けることができるよう適正就学判定を実施しています。今後も継続して実施します。
(8) 放課後子供教室	学校等を活用し、児童の活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行います。
(9) 特別支援教育事業（支援員配置事業）	各学校の児童生徒の実態を踏まえ、支援員を配置し特別支援教育の充実を図っています。今後も継続して実施します。
(10) 就学相談の実施	年2回、学校・保護者・教育保育施設等の申し出により、健康増進課等と連携し、就学に関わる相談を受け、悩みの解決に当たるとともに、子どもに応じた就学の推進に役立てるよう事業を展開します。
(11) 幼保小連絡協議会	市内義務教育学校前期課程と教育・保育施設とが相互理解を図り、共通した認識のもとに児童の教育・保育施設から小学校への円滑な移行を図るため、幼保小連絡協議会を開催し「多久市幼保小の架け橋期プログラム」の取り組みを行っています。

事業名	事業内容
(12) 総合的な学習の時間の 充実に係る事業 (多久市総合的な学習の 時間研究会)	市内義務教育学校ごとに総合的な学習の時間の計画的 実施を行っています。今後も継続して実施します。
(13) ふるさと多久市の先覚 者に学ぶ「多久学」	ふるさとに誇りを持ち、自分自身に誇りと自信を持っ て生活していくように、社会科準教科書多久版「わたし たちの多久市」を市内義務教育学校前期課程3・4年生 の副読本として活用しています。また、「多久学のすすめ」 や「多久学・論語教育」を作成し活用しています。今後 もデジタル化した教材と一人一台端末を活用して取り組 みを充実させていきます。
(14) 児童生徒の芸術文化に 触れる機会の支援	児童生徒にレベルの高い生の舞台芸術と触れ合わせる ことで、芸術に対する新鮮な感動を与え、芸術文化に触 れる機会を提供しています。今後も計画的に実施します。
(15) 市校警連絡協議会	市教育委員会・警察署・市内義務教育学校が連携し、 児童生徒の健全育成のため情報交換・指導方針の決定な どを行っています。今後も継続して実施します。
(16) 学校における相談体制 の充実	子どもや保護者・教職員への指導・助言の充実を目的 に、カウンセラー・アドバイザーを学校に派遣して相談 を行っています。また、多久市教育支援センター「怒る 一む」で随時相談を行っています。今後も継続して実施 します。
(17) 心のテレホン	窓口や電話で教育相談等を受けている専門の相談窓口 をカード配布等により周知しています。
(18) ICT利活用教育の推進	電子黒板やタブレットパソコンを計画的に整備し、I CT利活用教育を市内全学校でしています。
(19) フッ化物洗口	フッ化物の溶液で洗口を行い、むし歯予防を市内義務 教育学校で無償にて週1回実施しています。今後も継続 して実施します。
(20) 学童農園事業	田植え・稲刈り等を通じて、食料や農業の大切さを学 び水田農業に対する理解促進に努めていきます。
(21) 交通安全教育推進事業	子どもを交通事故から守るため、正しい道路横断・自 転車の乗り方等について、交通指導員を派遣し適宜交通 安全教室を開催します。

4 職業生活と家庭生活との両立の支援

父母ともに仕事と家庭を両立させながら、子育てにも安心して携わることを可能にするためには、仕事と家庭生活や地域活動との調和・両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援する制度の充実が必要です。

多久市はこれまでも、「多久市男女共同参画計画」において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行ってきました。

少子・高齢化が急速に進む中、社会で男女がともに個性と能力を活かし、職場と家庭の活動をバランス良く両立できるよう、お互いを対等なパートナーとして理解を深め、多様な働き方を選ぶことができるよう、また仕事と家庭が両立できるような社会的支援を図ることが必要です。

多様化している保護者の就業形態等に応じ、様々な保育サービスのニーズを踏まえ、ニーズに合ったサービスを推進します。

就学後の児童にあっては、昼間労働等により保護者がいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図るなど、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備や、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

また、全ての小学校に就学している児童を対象に、児童の安心安全な居場所の確保に努めます。放課後児童クラブと放課後子供教室が連携した事業に取り組みます。

基本施策

- ・ 多様な働き方に合わせた子育て支援
- ・ 仕事と子育ての両立の支援

取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 放課後児童健全育成事業	授業終了後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。今後も継続して実施し、職業生活と家庭生活との両立を支援します。
(2) 放課後児童健全育成事業 (特別支援学校)	授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。今後も継続して実施します。
(3) 延長保育事業	保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を延長し(午前7時から午後7時ごろまで)保育することで、利便性の向上を図っています。今後も継続して実施します。
(4) 一時預かり事業	一次的な保育所の利用により、パート勤務・病気の看護・介護・冠婚葬祭・育児などの心理的・肉体的負担の軽減のための支援を実施しています。今後も継続して実施します。
(5) 乳幼児健康支援一時預かり事業(病児病後児保育事業)(施設型)	病気または、病気回復期にある児童を病院等に付設された施設で保育する事業で、現在、広域で実施(佐賀市・武雄市・江北町・小城市と協定締結)しています。今後も継続して実施します。
(6) 特別支援保育推進事業	集団保育が可能で日々通所できる軽度の障害児を受け入れる認定こども園・保育所に対し補助金の交付を行っています。今後も継続して実施します。
(7) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全ての子育て家庭に対して、支援強化するため、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を就学前園児が利用する施設において実施します。

5 細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進

子どもは、親の保護のもとで成長していきますが、大人と同じ人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、近年のライフスタイルの変化に伴い、近所づきあいが希薄化した現代において、児童虐待は今や大きな社会問題にまで発展しています。親の孤立化をはじめ、育児力の低下など様々な問題が原因として考えられますが、子どもが健やかに成長する権利を侵害している状況にあるのは確かなことといえます。

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長・社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援体制を整備するとともに、福祉・医療・保健・教育・警察等の地域における関係機関に加え、NPOやボランティア団体なども含め、様々な人々が幅広く協力していくことが重要です。

また、要保護児童対策地域協議会では、研修をはじめ要保護児童の早期発見及び要保護児童やその適切な保護者並びにその家族等への適切な支援を行います。

ひとり親家庭については、多くの場合、経済的・社会的に不安定な状態にあり、児童の養育の悩み等を持っています。

このような家庭が安定した生活を送るとともに、これらの家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開や生活支援策・就業支援策・養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活できるようにするには、誰もが分け隔てられることなく生活できる環境の整備とともに、障害の原因となる疾病の予防、及び障害の早期発見・治療を図ることも必要です。

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進して、早期発見に努めるとともに、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健・医療・福祉・教育の様々な分野において総合的な取り組みを進めます。

また、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。

基本施策

- ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・ 障害のある子どもへの支援
- ・ 要保護児童対策の充実
- ・ 貧困状態にある家庭への支援
- ・ 外国につながる子どもたちへの支援

取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 母子家庭等自立支援推進事業	母子家庭等施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について地域の実情に応じて支援する体制を整備する母子家庭等自立支援推進事業を実施しています。今後も継続して実施します。
(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と児童の福祉を図るために、各種資金の貸付を行います。
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭や父子家庭へ、保険診療による一部負担金(付加給付・高額療養費・食事療養費を控除した後の金額)について助成します。
(4) 公営住宅入居における優先制度	毎年実施する入居順番を決める抽選会において、ひとり親世帯や多子世帯(18歳未満の児童3人以上扶養の世帯)に対しては、優先的に取り扱い入居できるように配慮します。
(5) 児童扶養手当の支給	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害があるときは20歳未満)を扶養しているひとり親家庭の父もしくは母、または養育者に支給します。
(6) 特別児童扶養手当の支給	身体や精神に中度以上の障害のある児童の父もしくは母、または養育者に手当を支給します。
(7) 障害児福祉手当の支給	在宅の児童で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給しています。今後も継続して実施します。
(8) 児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
(9) 医療型児童発達支援	肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援に加えて治療を提供します。
(10) 放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
(11) 居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
(12) 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

事業名	事業内容
(13) 発達障害児の療育訓練	発達障害の疑いがある児童に対し、保護者の意思を尊重しながら、早期の療育訓練を行います。日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練等をするための療育訓練を行います。
(14) 発達障害児の家族支援	保護者が発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを目的としたプログラムを行います。
(15) 補装具給付	障害を補い、日常生活や社会生活を容易にするために障害の程度に応じて、義肢や車いすなど必要な身体機能を獲得する為に用いられる用具の費用（補装具費）の一部を支給します。
(16) 日常生活用具給付等事業	障害のある児童を対象に、日常生活を容易にするための日常生活用具の給付を行います。
(17) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
(18) 児童虐待スクリーニング事業	育児不安の有無や母親のストレスなどを確認するため、乳児全戸訪問時に必要に応じて、「産後うつ質問紙」を実施することで、産後うつや育児不安の早期発見、早期対処、虐待予防のスクリーニングを行います。
(19) 児童虐待防止ネットワーク事業	要保護児童対策連絡協議会を設置し、児童虐待の予防、早期発見と発生時の早期対応を図ります。 また、子ども総合支援拠点設置の検討をしていきます。
(20) 子どもの学びの支援の充実	就学援助制度、ひとり親家庭の子どもへの学習支援（県母子連主催）を行います。
(21) 家庭生活の支援の充実	ひとり親に対する就労支援（保育料軽減と入園判定ポイント高）、生活困窮者自立支援事業（社協）を行います。
(22) 生活基盤の確立に向けた支援の充実	児童手当・児童扶養手当の着実な実施、高等職業訓練促進給付金、養育費の確保の推進を行います。
(23) つながり・見守りの仕組みの充実	家庭相談員・母子父子自立支援員・民生児童委員との情報共有や支援をするための協力体制を構築していきます。
(24) 外国につながる子どもたちへの教育支援	生活用語や学習用語が身につけていない児童生徒に対し、日本語で学校生活や学習に取り組めるように、日本語指導を行います。

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

こども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。本市においては、教育・保育提供区域の設定について、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を1提供区域とします。

2 将来の子ども人口

本市の0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、令和6年の2,406人から令和11年には2,179人にまで減少することが見込まれます。このうち、0～5歳については、同期間に635人から586人へと49人の減少、6～11歳については841人から718人へと123人の減少、12～14歳については450人から431人へと19人の減少、15～17歳については480人から444人へと36人の減少が、それぞれ見込まれます。

	現 況 (住民基本台帳登録者数)					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童数	2,670	2,609	2,551	2,480	2,406	2,352	2,299	2,253	2,210	2,179
0	106	85	106	96	92	91	88	86	85	83
1	115	116	93	107	95	96	95	92	90	89
2	112	121	119	98	100	98	100	99	96	94
3	132	116	130	120	101	104	102	105	104	101
4	127	131	119	129	119	102	106	104	108	107
5	146	135	132	118	128	121	104	109	107	112
6	145	149	132	132	116	128	121	104	109	107
7	163	147	151	131	133	117	130	123	106	112
8	141	165	145	149	133	134	118	132	125	108
9	150	142	164	144	151	134	136	120	135	128
10	169	154	143	164	146	152	135	138	122	138
11	166	169	155	144	162	147	154	137	141	125
12	162	166	167	153	140	160	146	153	137	141
13	156	162	165	163	149	139	159	146	153	137
14	146	159	161	167	161	149	139	159	146	153
15	164	148	159	162	160	161	149	139	159	146
16	181	160	148	159	161	158	159	148	139	159
17	189	184	162	144	159	161	158	159	148	139
就学前	738	704	699	668	635	612	595	595	590	586
小学生	934	926	890	864	841	812	794	754	738	718
低学年	449	461	428	412	382	379	369	359	340	327
高学年	485	465	462	452	459	433	425	395	398	391
中学生	464	487	493	483	450	448	444	458	436	431
高校生	534	492	469	465	480	480	466	446	446	444

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（認定区分）

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の保育の必要がない（教育のみの）就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

〔量の見込みと提供体制〕

			令和 7 年度					令和 8 年度													
			1 号認定	2 号認定		3 号認定		1 号認定	2 号認定		3 号認定										
			3 - 5 歳	3 - 5 歳		0 歳	1 - 2 歳	3 - 5 歳	3 - 5 歳		0 歳	1 - 2 歳									
			教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要										
（参考）子ども数推計			327			91		194		312			88		195						
①量の見込み（多久市居住の子ども）			30		3	278		23		179		29		3		265		22		180	
需要率			9.2%		0.9%	85.0%		24.7%		92.3%		9.3%		1.0%		84.9%		24.5%		92.3%	
②量の見込み（他市町居住の子ども）			9		1	50		5		13		9		1		50		5		12	
③量の見込み 計（＝①+②）			39		4	328		28		192		38		4		315		27		192	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園 （特定教育・保育施設）	④多久市居住の子ども	46		3	352		58		179		46		3		352		58		180	
		⑤他市町居住の子ども	9		1	50		5		13		9		1		50		5		12	
		⑥計 （＝④+⑤）	55		4	402		63		192		55		4		402		63		192	
	確認を受けない幼稚園		0		0							0		0							
	特定地域型保育事業		0		0	0		0		0		0		0		0		0		0	
	認可外保育施設		0		0	0		0		0		0		0		0		0		0	
	⑦確保量合計		55		4	402		63		192		55		4		402		63		192	
	⑦—③			16		0	74		35		0		17		0		87		36		0

			令和 9 年				令和 1 0 年								
			1 号認定	2 号認定		3 号認定		1 号認定	2 号認定		3 号認定				
			3 - 5 歳	3 - 5 歳		0 歳	1 - 2 歳	3 - 5 歳	3 - 5 歳		0 歳	1 - 2 歳			
			教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要				
(参考) 子ども数推計			318		86		191		319			85		186	
①量の見込み（多久市居住の子ども）			29	3	271	21	176	29	3	271	21	171			
需要率			9.1%	0.9%	85.2%	24.8%	92.1%	9.1%	0.9%	85.0%	24.7%	91.9%			
②量の見込み（他市町居住の子ども）			9	1	50	5	16	9	1	50	5	21			
③量の見込み 計（＝①＋②）			38	4	321	26	192	38	4	321	26	192			
確 保 の 内 容	認定こども園、 幼稚園、保育園 （特定教育・ 保育施設）	④多久市居 住の子ども	46	3	352	58	176	46	3	352	58	171			
		⑤他市町居 住の子ども	9	1	50	5	16	9	1	50	5	21			
		⑥計 （＝④＋⑤）	55	4	402	63	192	55	4	402	63	192			
	確認を受けない幼稚園		0	0				0	0						
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑦確保量合計		55	4	402	63	192	55	4	402	63	192			
⑦－③			17	0	81	37	0	17	0	81	37	0			

			令和11年				
			1号認定		2号認定		3号認定
			3-5歳		3-5歳		0歳 1-2歳
			教育のみ		幼希望	その他	保育必要
(参考) 子ども数推計			320				
①量の見込み(多久市居住の子ども)			29	3	272	20	169
需要率			9.1%	0.9%	85.0%	24.6%	92.3%
②量の見込み(他市町居住の子ども)			9	1	50	5	23
③量の見込み 計(=①+②)			38	4	322	25	192
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(特定教育・保育施設)	④多久市居住の子ども	46	3	352	58	169
		⑤他市町居住の子ども	9	1	50	5	23
		⑥計(=④+⑤)	55	4	402	63	192
		確認を受けない幼稚園	0	0			
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	⑦確保量合計		55	4	402	63	192
	⑦—③		17	0	80	38	0

〔提供体制確保の考え方〕

市内の教育・保育施設については、市内のニーズ量に対し、十分対応できる定員数を確保しており、これまでも市外からの子どもの利用を多く受け入れてきました。

今後も、市内ニーズ量の動向を踏まえながら、市内の子どもの利用を最優先確保し、余剰定員で市外からの子どもの利用を受け入れます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	132	129	125	123	121
確保方策	人	132	129	125	123	121

[今後の方向性]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター】

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	4,928	4,791	4,791	4,751	4,719
確保方策	人	4,928	4,791	4,791	4,751	4,719

[今後の方向性]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

（３）妊婦健康診査

〔事業の概要〕

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	人	７０	６８	６６	６６	６４
１人当たりの健診回数	回	１４	１４	１４	１４	１４
健診回数※	回	９８０	９５２	９２４	９２４	８９６

※健診回数＝受診人数×１人当たりの健診回数

〔今後の方向性〕

妊婦に対しての１００％実施を図るとともに、１人当たり１４回の健診実施を予定しています。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

〔事業の概要〕

生後２か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	人	９１	８８	８６	８５	８３
確保方策	件	９１	８８	８６	８５	８３

〔今後の方向性〕

乳児家庭に対して、１００％訪問を図ります。

（５）養育支援訪問事業

〔事業の概要〕

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	回	１２	１２	１１	１１	１１
確保方策	回	１２	１２	１１	１１	１１

〔今後の方向性〕

養育支援が特に必要な家庭に対して、１００％の訪問を図ります。

（６）子育て短期支援事業

〔事業の概要〕

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	延人数	１７	１７	１６	１６	１６
確保方策	延人数	１７	１７	１６	１６	１６

〔今後の方向性〕

ニーズ量に対して１００％の事業確保を図ります。

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

〔事業の概要〕

乳幼児や義務教育学校前期課程児童等の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	人	２３３	２２５	３１	３１	３１
確保方策	人	２３３	２２５	３１	３１	３１

〔今後の方向性〕

ニーズ量に対して１００％の事業確保を図ります。

（８）一時預かり事業

〔事業の概要〕

家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	延人数	１，０６９	９９５	９５８	９２２	９２２
確保方策	延人数	１，０６９	９９５	９５８	９５８	９２２
	箇所	３	３	３	３	３

○認定こども園以外における一時預かり

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	延人数	２４９	２４３	２４３	２４１	２３９
確保方策①	延人数	２３７	２３１	２３１	２２９	２２７
確保方策②	延人数	１２	１２	１２	１２	１２

※確保方策①：一時保育

※確保方策②：ファミリー・サポート・センター

〔今後の方向性〕

ニーズ量に対して１００％の事業確保を図ります。

（９）延長保育事業

〔事業の概要〕

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園・保育所等で保育を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	人	２８７	２７９	２８１	２７９	２７７
確保方策	人	２８７	２７９	２８１	２７９	２７７
	箇所	１３	１３	１３	１３	１３

〔今後の方向性〕

認定こども園・保育所１３施設において、ニーズ量に対して１００％の事業確保を図ります。

（１０）病児・病後児保育事業

〔事業の概要〕

病児・病後児について、医療機関等に設けられた専用スペースで看護師等が一時的に保育する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	単位	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
量の見込み	延人数	７８	７６	７５	７３	７２
確保方策	延人数	７８	７６	７５	７３	７２
	箇所	４	４	４	４	４

〔今後の方向性〕

佐賀市・武雄市・小城市・江北町と協定を結び、施設の定員内で対応を行います。
その他施設との協定を行うなど、利便性の向上を図ります。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない義務教育学校前期課程に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休暇中に義務教育学校前期課程の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	233	229	217	210	206
1年生		82	78	67	70	69
2年生		63	69	66	57	60
3年生		52	46	51	49	42
4年生		20	21	18	21	20
5年生		13	12	12	10	12
6年生		3	3	3	3	3
確保方策	人	233	229	217	210	206
1年生		82	78	67	70	69
2年生		63	69	66	57	60
3年生		52	46	51	49	42
4年生		20	21	18	21	20
5年生		13	12	12	10	12
6年生		3	3	3	3	3

【今後の方向性】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

(12) 放課後子供教室

[事業の概要]

すべての義務教育学校前期課程に就学している児童を対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。平成30年9月に「新・放課後子供総合プラン」を国が策定し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型または連携型での実施が求められています。

[量の見込みと確保方策]

		放課後子供教室					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
整備数	東部校校区	箇所	1	1	1	1	1
	中央校校区	箇所	1	1	1	1	1
	西溪校校区	箇所	1	1	1	1	1
	合計	箇所	3	3	3	3	3

		放課後児童クラブ・放課後子供教室（一体型）					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
整備数	東部校校区	箇所					
	中央校校区	箇所	1	1	1	1	1
	西溪校校区	箇所					
	合計	箇所	1	1	1	1	1

		放課後児童クラブ・放課後子供教室（連携型）					
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
整備数	東部校校区	箇所	1	1	1	1	1
	中央校校区	箇所					
	西溪校校区	箇所	1	1	1	1	1
	合計	箇所	2	2	2	2	2

[今後の方向性]

中央校校区は、一体型、東部・西溪校校区は連携型による実施を行い、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、両事業の一体的または連携した実施の推進を図ります。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

[事業の概要]

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	量の見込み	延人数	48	48	48	48	48
	確保方策	延人数	48	48	48	48	48
1歳児	量の見込み	延人数	12	12	12	12	12
	確保方策	延人数	12	12	12	12	12
2歳児	量の見込み	延人数	12	12	12	12	12
	確保方策	延人数	12	12	12	12	12

[今後の方向性]

令和8年度からの給付制度化（全国全ての自治体での実施）に向けられている新規事業で、本市においては、令和8年度からの実施に向けて整備を進めます。市内の保育所、認定こども園等において事業を実施し、定員の確保を図ります。

(14) 産後ケア事業

[事業の概要]

産後健康診査等でサポートが必要な母子を対象に、産後のお母さんが安心して子育てができるよう、助産師が家庭訪問し心身のケアや育児サポートなどを行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	延人数	5	5	5	5	5
確保方策	延人数	5	5	5	5	5

[今後の方向性]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

[事業の概要]

妊婦等が不安なく生活できるよう妊娠・出産・子育てに関する情報や相談対応等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	妊娠届出数	70	68	66	66	64
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	210	204	198	198	192
確保方策	妊娠届出数	70	68	66	66	64
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	210	204	198	198	192

[今後の方向性]

妊婦等に対して安心して相談できる体制構築を図ります。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

[事業の概要]

家事・育児に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	利用世帯数	15	15	15	15	15
	年間延べ利用回数	150	150	150	150	150
確保方策	利用世帯数	—	—	15	15	15
	年間延べ利用回数	—	—	150	150	150

[今後の方向性]

令和6年度時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

(17) 児童育成支援拠点事業

[事業の概要]

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童およびその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	—	—	20	20	20

[今後の方向性]

令和6年時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向けて研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

(18) 親子関係形成支援事業

[事業の概要]

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	10	10	10	10	10
確保方策	人	—	—	10	10	10

[今後の方向性]

令和6年時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。

5 幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保

（１）幼保連携型認定こども園の運営に係る基本的考え方

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い保育・教育事業の実施と、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、０～５歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ幼保連携型認定こども園の整備等に関し保育施設と連携し、保育・教育の一層の向上を図ります。

（２）質の高い幼児期の保育・教育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育・教育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

（３）幼児期の保育・教育と義務教育との円滑な連携の取り組みの推進

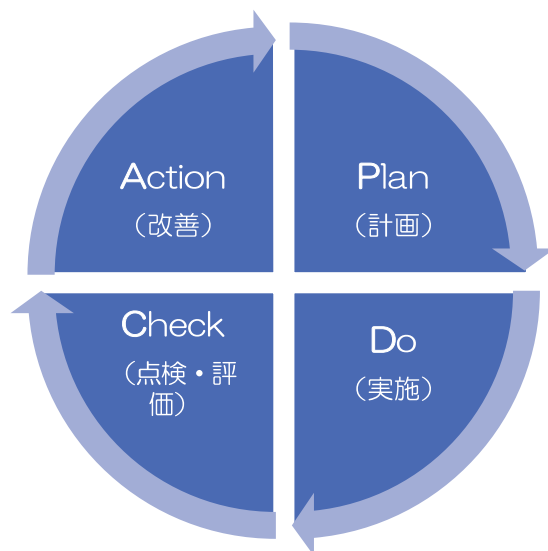
乳幼児期から義務教育１５年間（０～１５歳）を見通した保育・教育の充実を目指し、保育所・認定こども園・義務教育学校と連携し、市全体で子どもたちを育てる取り組みを進めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により、新たに設置された子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や請求・支払いの過誤防止等を考慮し、各利用施設においてまとめて代理受領することとし、保護者は、施設等利用給付の限度額を超えた部分の金額を各利用施設に支払うこととすることで、施設等利用給付の適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 計画の推進

子ども・子育て支援計画を実行性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況を把握し、子どもの保護者や児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、市民代表などが参画する「多久市子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を実施します。



1 計画の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、数値目標が設定されている事業について計画の点検・評価を行います。子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、必要に応じて計画の見直しなどを行います。

2 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づき、条例により「多久市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は、児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、市民代表など様々な分野から選定しています。

3 関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、家庭、教育・保育機関、学校、地域、企業、行政機関などと連携しながら、引き続き子育て支援に取り組めます。

◆資料編◆

1 多久市子ども・子育て会議条例

平成25年6月30日

条例第36号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の事務を処理するため、同項の規定に基づき、多久市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

2 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和３３年多久市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

2 多久市子ども・子育て会議委員名簿

関 係 機 関	氏 名	所 属
公募委員	杉下 由佳	
	吉本 智夏	
	白浜加奈子	
学識経験者	坂口 絹代	多久市議会産業厚生委員会委員
	廣橋 時則	多久市議会総務文教委員会委員
多久市保育協議会	◎ 金ヶ江和文	杉の子保育園長
多久市校長会	○ 富増 晃二	東原庁舎東部校長
多久市幼稚園	江頭 一寛	ひしのみこども園長
多久市民生委員・児童委員連絡協議会	小林 洋子	主任児童委員
多久市健康推進員会	前田香代子	健康推進員
多久市PTA連合会	山本 志保	市PTA連合会母親部長
多久市社会教育委員	眞崎 英俊	多久市社会教育委員
企業関係（多久市産業連絡協議会）	光安 徳晃	株式会社 JA 食糧さが
放課後児童クラブ	尾形 弘美	中央校なかよしクラブ主任支援員
子育て支援関係者	野中 昭子	児童館児童厚生指導員

◎会長 ○副会長

3 計画策定の経緯

年 月	内 容
令和6年5月	第1回多久市子ども・子育て会議 ・次期多久市子ども・子育て支援事業計画の策定について (ニーズ調査について)
令和6年6月	多久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 (調査期間：令和6年6月11日～6月28日)
令和6年8月	第2回多久市子ども・子育て会議 ・次期計画策定のためのニーズ調査結果について ・第2期多久市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況に係る点検・評価について
令和6年10月	第3回多久市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと提供体制について
令和6年12月	第4回多久市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援計画（案）について
令和7年 1月～2月	パブリックコメント実施 ・第3期多久市子ども・子育て支援事業計画（案）の公表
令和7年3月	第5回多久市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの実施結果 ・第3期多久市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について
	第3期多久市子ども・子育て支援事業計画 策定

多久市第 3 期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和 7 年 3 月

発行：多久市 福祉課

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7 番地 1

TEL：0952-75-6118

FAX：0952-75-8017

URL：<https://www.city.taku.lg.jp/>

